

課税関係訴訟事件一覧表 (リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審										
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果		
札幌	所得税		国(網走税務署長)	完結	消費税(H25~26)漁業を営む目的の法人の代表取締役である原告が漁業による所得を得た場合における所得の帰属先。	23~26	1	大堀訟務官 坂田実査官 朴澤実査官	東京地方2		H29.3.6	R1.5.30	却下 棄却	東京高等10		R1.6.12	相手側 R1.11.28	棄却	最高三小		R1.12.12	相手側 R2.9.8	棄却		
札幌	所得税		国(北見税務署長)	完結	不当利得返還請求額11万1987円 仮執行宣言申立てなし 措置法6条の5(確定申告を要しない配当所得)に該当する配当所得を申告せず、同法37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の増益通算等)の適用を受けていなかった場合に、申告から除いた配当所得に係る源泉徴収税額が、国に不当利得を生じさせているか否か。	26	1	工藤訟務官 坂田実査官	釧路地方		H29.9.27	H30.8.7	棄却	札幌高等3		H30.8.18	相手側 H31.1.24	棄却							
札幌	所得税		国(札幌西税務署長)	完結	更正請求書において、措置法10条の5の3(雇用者給与等が増加した場合の所得税額の特別控除)4項に規定する書類を添付することにより、同条の規定を適用できるか否か。	27	1	大堀訟務官 坂田実査官	札幌地方5		H30.4.27	H30.10.19	棄却	札幌高等3		H30.10.30	相手側 H31.4.16	棄却	最高一小		H31.4.26	相手側 R1.10.3	棄却		
札幌	所得税(源泉)		国(札幌南税務署長)	係属	株式会社公開の非上場株式会社における株式の評価。 更正処分等の理由附記に不備があるか否か。 錯誤を理由に株式譲渡の無効を主張することができるか否か。	24~25	1	大西訟務官 朴澤実査官 中実査官	東京地方3		H30.8.31	R4.2.14	棄却	東京高等24		R4.2.25	相手側								
札幌	所得税(源泉)		国(札幌西・旭川東税務署長)	未確定	株式会社公開の非上場株式会社における株式の評価。 更正処分等の理由附記に不備があるか否か。 錯誤を理由に株式譲渡の無効を主張することができるか否か。	25	1	大西訟務官 森池専門官 傳法実査官	東京地方3		H30.9.18	R4.2.14	棄却												
札幌	所得税(譲渡)		国(札幌南税務署長)	係属	株式会社公開の非上場株式会社における株式の評価。 更正処分等の理由附記に不備があるか否か。 錯誤を理由に株式譲渡の無効を主張することができるか否か。	24~25	1	大西訟務官 朴澤実査官 中実査官	東京地方3		H30.8.31	R4.2.14	棄却	東京高等24		R4.2.25	相手側								
札幌	所得税(譲渡)		国(札幌西税務署長)	未確定	株式会社公開の非上場株式会社における株式の評価。 更正処分等の理由附記に不備があるか否か。 錯誤を理由に株式譲渡の無効を主張することができるか否か。	25	1	大西訟務官 森池専門官 傳法実査官	東京地方3		H30.9.18	R4.2.14	棄却												
札幌	所得税(譲渡)		国(札幌西税務署長)	未確定	株式会社公開の非上場株式会社における株式の評価。 更正処分等の理由附記に不備があるか否か。 錯誤を理由に株式譲渡の無効を主張することができるか否か。	25	1	大西訟務官 森池専門官 傳法実査官	東京地方3		H30.9.18	R4.2.14	棄却												
札幌	相続税		国(紋別税務署長)	完結	不当利得返還請求額7342万7300円 仮執行宣言申立てあり 納税猶予期限の確定事由が生じているか否か。 また、国税の徴収権の消滅時効が成立しているか否か。	6	2	大堀訟務官 坂田実査官 朴澤実査官	札幌地方2		H28.8.25	H31.3.27	棄却	札幌高等3		H31.4.8	相手側 R2.1.16	棄却	最高二小		R2.1.24	相手側 R2.10.16	棄却		
札幌	相続税		国(札幌北税務署長)	完結	財産評価基本通達による土地建物の評価額は時価を上回るか否か。 更正処分等の理由附記に不備があるか否か。	24	2	大堀訟務官 捧専門官 傳法実査官	札幌地方5		H28.9.23	H31.3.8	棄却	札幌高等2		H31.3.20	相手側 R2.12.11	棄却							
札幌	相続税		国(札幌東税務署長)	完結	不当利得返還請求額3億2591万2500円 仮執行宣言申立てあり 納税猶予期限の確定事由が生じているか否か。	9	2	大堀訟務官 西山実査官	東京地方2		H29.11.9	H31.2.5	棄却	東京高等17		H31.2.19	相手側 R1.7.17	棄却	最高二小		R1.7.31	相手側 R2.3.13	棄却		
札幌	相続税		国(札幌南税務署長)	係属	財産評価基本通達6項により、土地建物の時価を不動産鑑定評価額によって算定したことが適法か否か。	24	2	大西訟務官 森池専門官 傳法実査官	東京地方38		H29.11.22	R1.8.27	棄却	東京高等1		R1.9.10	相手側 R2.6.24	棄却	最高三小		R2.7.1	相手側			
札幌	相続税		国(函館税務署長)	完結	財産評価基本通達205により、被相続人が有していた貸付金債権を0円と評価することができるか否か。	25	2	大堀訟務官 捧専門官 傳法実査官	函館地方		H30.2.21	R1.5.15	棄却	札幌高等2		R1.5.29	相手側 R1.11.15	棄却	最高三小		R1.11.29	相手側 R2.7.28	棄却		

課税関係訴訟事件一覧表 (リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審											
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果	
札幌	法人税		国(札幌西 税務署長)	完結	消費税(H22.3~26.3) 協同組合である原告が組合員に支払った金員は、 法人税法37条1項の寄附金及び消費税法30条1項の 課税仕入れに該当するか否か。 重加算税の賦課の適否、偽りその他不正の行為の 存否。	22.3 ~ 26.3	2	大西訟務官 朴澤実査官 中実査官	札幌地 方1		H29.4.27	R2.1.14	棄却	札幌高 等2		R2.1.27	相手 側	R3.6.4	棄却	最高三 小		R3.6.16	相手 側	R3.12.7	棄却	
札幌	法人税		国(函館税 務署長)	完結	原告が有していた土地は、措置法65条の2第1項の 適用の対象となる資産に該当するか否か。 確定申告書に、損金算入に関する申告の記載をしな かったこと及び取用証明書等を添付しなかったこと について、措置法65条の2第5項に規定する「やむを得 ない」事情があるか否か。	26.2	1	大堀訟務官 榛専門官 傳法実査官	東京地 方2		H30.6.1	R2.8.6	棄却	東京高 等23		R2.8.18	相手 側	R3.2.3	棄却							
札幌	法人税		国(札幌北 税務署長)	完結	・関連会社に対してコンサルタント料として支払った 金員に対価性が認められるか否か。 ・関連会社に対して支払った上記金員をコンサルタン ト料として計上した行為は、事実の仮装に該当するか 否か。 ・消費税(H23.3~H28.3)についても同じ。	23.3 ~ 26.3 28.3	2	大堀訟務官 坂田実査官 朴澤実査官	札幌地 方2		H30.11.14	R3.3.10	却下 棄却													
札幌	法人税		国(札幌北 税務署長)	完結	取引先に対して支払った金員を外注費として計上 した行為は、隠蔽又は仮装の行為に該当するか否か。	25.3 26.3 28.3	2	大堀訟務官 榛専門官 傳法実査官	札幌地 方3		H30.11.14	R3.5.20	却下 棄却													
札幌	消費税		国(札幌西 税務署長)	完結	原告が各運転手に支払った金員は、給与等に該当 するか否か(消費税法上の課税仕入れに該当しない か否か、給与等の支払いがあったとして源泉徴収を 要するか否か)。	24.3 ~ 26.3	2	大堀訟務官 坂田実査官 朴澤実査官	札幌地 方5		H29.4.27	R1.11.29	棄却	札幌高 等3		R1.12.12	相手 側	R2.11.12	棄却							
札幌	酒税		国(札幌南 税務署長)	完結	・原告が製造した酒類に係る適用税率について、酒税 法23条2項3号口に定める特別税率が適用されるか 否か。 ・本件の「更正をしないことの通知書」に記載された処 分の理由に不備があるか否か。	25.3 ~ 26.6	2	大堀訟務官 榛専門官	東京地 方3		H29.4.11	H31.2.6	棄却	東京高 等15		H31.2.18	相手 側	R2.2.12	棄却	最高三 小		R2.2.21	相手 側	R2.12.15	不受理	
仙台	所得税		国(村山税 務署長)	完結	本人訴訟 更正の請求について、更正すべき理由が認められ るか否か	18	1	平戸実査官	仙台地 方2		H29.8.7	H31.1.30	棄却													
仙台	相続税		国(長井税 務署長)	完結	相続開始までの不動産賃貸業の事業主は被相続人 か否か。脱税事件の基となった除外財産の全部が相続財産 といえるか否か。	21	2	石田主任訟 務官 鈴木訟務官 服部実査官	東京地 方2		H28.12.19	R2.1.30	棄却													
仙台	消費税		国(仙台北 税務署長)	完結	更正処分における消費税の仕入税額控除の金額算 定の適否 消費税法の憲法違反該当性の有無	25/1 2	1	小野訟務官 高橋訟務官 阿部専門官	仙台地 方3		H28.10.19	H31.3.14	却下 棄却	仙台高 等3		H31.3.28	相手 側	R1.9.11	棄却	最高二 小		R1.9.25	相手 側	R2.1.24	棄却	
仙台	酒税		国(仙台南 税務署長)	完結	原告が製造した酒類に係る適用税率について、酒税 法23条2項3号口に定める特別税率が適用されるか 否か。 本件の「更正をしないことの通知書」に記載された処 分の理由に不備があるか否か。	25/3 ~ 26/6	2	高橋訟務官 阿部専門官	東京地 方3		H29.4.11	H31.2.6	棄却	東京高 等15		H31.2.18	相手 側	R2.2.12	棄却	最高三 小		R2.2.21	相手 側	R2.12.15	不受理	
関信	所得税		国(伊勢崎 税務署長)	完結	債務免除益に係る所得区分	21	1	新保主任訟 務官、中山訟 務官、齋藤訟 務官、佐々木 専門官、繁田 実査官	東京地 方2		H26.12.22	H30.4.19	一 部敗訴													
関信	所得税		国(松本税 務署長)	完結	本年分確定申告書の提出後に、前年分確定申告書を 提出した場合、先物取引の差金等決済に係る損失の 繰越控除の特例の適用を受けることができるか	25	1	高橋訟務官、 菊池専門官、 野間実査官	長野地 方		H28.9.13	H29.9.29	棄却	東京高 等21		H29.10.22	相手 側	H30.3.8	棄却							

課税関係訴訟事件一覧表 (リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審										
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果
関信	所得税		国(宇都宮税務署長、宇都宮税務署長事務承継者鹿沼税務署長)	完結	①原告には関連法人からの給与収入があるか②隠ぺい仮装があるか	22~24	1	角山訟務官、羽鳥専門官、大谷主査	宇都宮地方2		H28.12.26	R1.7.3	棄却	東京高等10		R1.7.17	相手側	R2.1.16	棄却	最高一小		R2.1.31	相手側	R2.10.8	棄却
関信	所得税		国(長野税務署長)	完結	弁護士を営む原告の事業所得の必要経費にロータリークラブの年会費が含まれるか	24~26	1	荒井訟務官、上野専門官、西野実査官	長野地方		H29.1.11	H30.9.7	棄却	東京高等15		H30.9.14	相手側	R1.5.22	棄却	最高二小		R1.5.31	相手側	R2.6.26	棄却
関信	所得税		国(前橋税務署長)	完結	本件訴えが行訴法14条1項の出訴期間の経過後に提起されたことについて、同項ただし書所定の「正当な理由」があるか否か ※訴状においては本件更正処分等の取消しを求める請求となっている	25	1	荒井訟務官、上野専門官、永井実査官	東京地方3		H30.5.25	H30.9.19	却下												
関信	所得税(源泉)		国(諏訪税務署長)	完結	①キャストに対する支払いは、「給与等」に当たるか「ホステス報酬等」に当たるか ②キャストに対する支払いは、消費税の課税仕入れに該当するか ③売上計上をキャスト等への支払後の差額で計上する行為は、隠ぺい・仮装の行為に該当するか(消費税)	26/3~27/7	1	近藤訟務官、清野専門官、若元実査官	東京地方2		H30.7.3	R2.9.1	棄却												
関信	所得税(譲渡)		国(飯田税務署長)	保属	①不動産の時価は幾らか ②更正処分等における理由付記に不備があるか	24	2	長森訟務官、大谷専門官、山崎実査官	東京地方3		H29.11.28	R2.10.23	全部敗訴	東京高等15		R2.11.5	国側								
関信	相続税		国(鹿沼税務署長)	完結	本件区分所有建物の評価額には、時価を上回る違法があるか否か	22	1	野崎訟務官、若元実査官	宇都宮地方1		H28.3.30	H29.9.14	棄却	東京高等12		H29.9.27	相手側	H30.3.7	棄却	最高一小		H30.3.16	相手側	H30.8.23	棄却
関信	相続税		国(春日部税務署長)	完結	本件各土地の評価通達に基づく評価額には、時価を上回る違法があるか	24	1	荒井訟務官、加藤主査、西野実査官	東京地方2		H29.5.11	H30.9.27	棄却	東京高等24		H30.10.11	相手側	H31.3.19	却下棄却	最高一小		H31.3.28	相手側	R1.9.5	不受理
関信	相続税		国(宇都宮税務署長)	完結	本件各土地の評価通達に基づく評価額には、時価を上回る違法があるか	24	1	高橋訟務官、西野実査官	東京地方38		H29.10.18	H30.10.30	棄却												
関信	相続税		国(飯田税務署長)	保属	①不動産の時価は幾らか ②更正処分等における理由付記に不備があるか	24	2	長森訟務官、大谷専門官、山崎実査官	東京地方3		H29.11.28	R2.10.23	一部敗訴	東京高等15		R2.11.5	国側	R4.4.13							
関信	相続税		国(高崎税務署長)	完結	1 訴外会社の株式の評価 2 国税通則法65条第4項に規定する「正当な理由」があるか	24	1	忠平訟務官、加藤主査、岡村実査官	東京地方2		H30.3.8	R1.5.14	棄却												
関信	相続税		国(川越税務署長)	完結	本件土地は、財産評価基本通達24-4Iに定める広大地に該当するか否か	26	1	仲北訟務官、加藤主査、金木実査官	さいたま地方4		H30.10.2	R2.3.25	棄却												
関信	贈与税		国(高崎税務署長)	完結	1 訴外会社の株式の評価 2 国税通則法65条第4項に規定する「正当な理由」があるか	25	1	忠平訟務官、加藤主査、岡村実査官	東京地方2		H30.3.8	R1.5.14	棄却												
関信	法人税		国(三条税務署長)	完結	①過大役員退職給与、②信義則違反、③通則法64条4項の「正当な理由」の有無	21/8	1	中山訟務官、加藤主査	東京地方3		H27.12.21	H29.10.13	一部敗訴	東京高等9		H29.10.26	国側	H30.4.25	全勝	最高一小		H30.5.9	相手側	H31.2.21	棄却
関信	法人税		国(三条税務署長)	完結	①過大役員退職給与、②信義則違反、③通則法64条4項の「正当な理由」の有無 附帯控訴	21/8	1	中山訟務官、加藤主査					東京高等9		H30.1.26	相手側	H30.4.25	棄却	最高一小		H30.5.9	相手側	H31.2.21	棄却	

課税関係訴訟事件一覧表 (リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審										
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果						
関信	法人税	国(松本税務署長)	完結	①調査の事前通知は、税務署長が自ら行わなければならないか、②税務署長が自ら事前通知をしなかったことが、処分の取消理由となるか、③税務署長が自ら事前通知をしなかったことをもって、修正申告書の提出が更正を予知してされたものでないときに該当するか	20/1 ~ 26/1	1	野崎訟務官、 岩元実査官	東京地方2		H28.6.24	H29.11.2	棄却	東京高等12		H29.11.15	相手側	H30.4.18	棄却	最高二小		H30.4.25	相手側	30.11.30	棄却	
関信	法人税	国(真岡税務署長)	完結	①本件肉用牛売却取引に隠ぺい仮装はあるか②過大役員退職給与があるか	19.1 2 ~ 25.1 2	2	小林訟務官 角木主査 多田実査官	東京地方3		H28.12.22	R2.2.19	棄却	東京高等17		R2.3.4	相手側	R3.4.14	棄却	東京高等17		R3.4.27	相手側	R3.12.22	不受理	
関信	法人税	国(真岡税務署長)	完結	過大役員退職給与があるか	25/3	1	荒井訟務官、 清野専門官、 西野実査官	東京地方38		H28.12.22	R2.3.24	棄却													
関信	法人税	国(所沢税務署長)	完結	①架空の固定資産の計上の事実があるか②隠ぺい仮装があるか	21/3	1	寒河江訟務官、 金木実査官	さいたま地方4		H29.2.2	H30.2.7	棄却	東京高等7		H30.2.23	相手側	H30.7.17	棄却	東京高等7			H30.7.27	相手側	H30.9.26	却下
関信	法人税	国(春日部税務署長)	完結	外国在住の代表取締役に対する役員給与の額には、不相当に高額な部分の金額として換金の額に算入されない金額があるか	23/7 ~ 27/7	1	小島訟務官、 清野専門官、 岩元実査官	東京地方51		H29.8.9	R2.1.30	棄却													
関信	法人税	国(上田税務署長)	完結	国外で支払った金銭は、法人税法22条3項に規定する損金の額に算入することができるか	25/3 ~ 27/3	1	横山訟務官、 佐々木専門官、 岡田実査官	長野地方		H29.8.17	H30.6.29	棄却													
関信	法人税	国(飯田税務署長)	係属	①不動産の時価は幾らか ②更正処分等における理由付記に不備があるか	25.6	1	長森訟務官 大谷専門官 山崎実査官	東京地方3		H29.11.28	R2.10.23	一部敗訴	東京高等15		R2.11.5	国側									
関信	法人税	国(太田税務署長)	係属	①収入除外の有無及び仮装隠蔽の有無 ②青色申告の承認の取消事由の有無(消費税)	23.9 ~ 27.9	2	橋本訟務官 角木主査 藤岡実査官	水戸地方1		H30.4.18															
関信	法人税	国(行田税務署長)	係属	本件充填機等の耐用年数等は何年か。	27.5	1	長森訟務官 角木主査 山崎実査官	東京地方51		H30.7.12	R3.3.30	棄却	東京高等22		R3.4.7	相手側	R3.11.24	棄却	最高一小		R4.3.9	相手側			
関信	法人税	国(水戸税務署長)	完結	①太陽光発電システム本体は、平成28年3月期内に事業の用に供したと認められるか否か。 ②工事負担金について、平成28年3月期における繰延資産に該当するか否か。	28/3	1	山口訟務官、 清野専門官、 岡村実査官	東京地方38		H30.11.30	R2.1.17	棄却													
関信	法人税	国(朝霞税務署長)	完結	①原告が行った各修正申告は、通則法65条5項に規定する「調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたものでないとき」に該当するか否か。 ②原告の元役員が行った各取引は、原告の隠ぺい又は仮装の行為に該当するか否か。	25.6 ~ 26.6	1	近藤訟務官 大谷専門官 山田実査官	東京地方3		H30.12.12	R3.2.26	棄却	東京高等23		R3.3.10	相手側	R3.9.15	棄却	東京高裁3		R3.10.5	相手側	R4.3.10	不受理	
関信	消費税	国(下館税務署長)	完結	本件訴えは、不服申立てを前置していない不適法なものか	28/1 ~ 28/6	1	寒河江訟務官、 日下部専門官、 金木実査官	東京地方3		H29.12.22	H30.9.19	却下													
関信	消費税	国(古河税務署長)	完結	本件訴えは、不服申立てを前置していない不適法なものか	28/1 ~ 28/6	1	寒河江訟務官、 日下部専門官、 金木実査官	東京地方3		H29.12.22	H30.9.19	却下													
関信	消費税	国(栃木税務署長)	完結	本件修正申告書の提出が、通則法65条5項に規定する更正があるべきことを予知してされたものであるか否か。	28/5	1	小島訟務官、 清野専門官、 岩元実査官	東京地方2		H30.7.10	R1.9.26	棄却	東京高等5		R1.10.8	相手側	R2.3.4	棄却							

課税関係訴訟事件一覧表 (リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審												
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果		
関信	国賠		国(栃木税務署長)	完結	処分行政庁の職員が調査において、原告に対して事前通知を行わなかったことにより、原告の正常な業務に影響を及ぼし、損害を与えたか。請求金額2万円、仮執行宣言の請求なし。	28/5	1	小島訟務官、清野専門官、若元実査官	東京地方2		H30.12.17	R1.9.26	棄却	東京高等5		R1.10.8	相手側	R2.3.4	棄却								
関信	国賠		国(高田税務署長)	完結	①税務署長がした通知処分及び異議決定が国家賠償法上違反となり、賠償責任を負うか ②国税不服審判所長がした裁決が国家賠償法上違反となり、賠償責任を負うか ③損害賠償請求権は、時効(3年)により消滅しているか ④請求金額 136,290,770円、仮執行宣言有	19/3 21/3	1	忠平訟務官、岡村実査官	東京地方14		H29.3.22	H30.7.26	棄却														
東京	所得税		国(横浜南税務署長)	完結	・勝馬投票券の払戻金に係る所得が、所得税法上、一時所得に該当するか事業所得に該当するか。	21、22	1	畑山主任訟務官、高橋総括	横浜地方1		H26.2.12	H28.11.9	棄却	東京高等24		H28.11.21	相手側	H29.9.28	棄却	最高一小		H29.10.10	相手側	H30.8.29	不受理		
東京	所得税		国(目黒税務署長)	完結	・相手側が非居住者期間中に100%出資し設立した訴外デンマーク法人に係る留保金額に対して、タックスヘイブン対策税制(措置法40条の4)を適用することは、当該税制の趣旨及び目的に反し、違法であるか否か。 ・訴外デンマーク法人の主たる事業は、「株式の保有」に該当するか否か。 ・本件調査の手続において、原処分を取り消すべき違法又は不当があるか否か。 ・訴外デンマーク法人の株式の含み益に対して相手側が課されたデンマークの出国税は、タックスヘイブン対策税制の適用上、考慮すべきか否か。	21、22	2	木本訟務官、高橋専門官	東京地方3		H26.10.9	H28.5.13	棄却	東京高等14		H28.5.26	相手側	H29.5.25	棄却	最高一小		H29.6.1	相手側	H30.4.12	棄却		
東京	所得税		国(甲府税務署長)	完結	・相手側の別訴課税処分取消訴訟に要した弁護士費用は、相手側の還付加算金に係る雑所得の必要経費に該当するか否か。	25	1	神余訟務官、平山主査	東京地方51		H27.6.26	H28.11.29	棄却	東京高等22		H28.12.12	相手側	H29.12.6	棄却	最高一小		H29.12.19	相手側	H31.3.28	不受理		
東京	所得税		国(渋谷税務署長)	完結	・配当所得について、措置法8条の4(上場株式等に係る配当所得の課税の特例)を適用することができるか否か。	22~24	1	櫻井主任訟務官、武田実査官	東京地方3		H28.1.8	H29.12.6	棄却	東京高等21		H29.12.19	相手側	H30.5.17	棄却	最高三小		H30.5.30	相手側	R1.10.29	不受理		
東京	所得税		国(芝税務署長)	完結	・本件和解金収入のうち、所得税法9条1項17号に規定する非課税部分を構成する額。 ・本件和解金収入の金額及びその収入すべき時期。 ・本件和解金収入に係る所得の必要経費等。	23	1	伊藤訟務官、佐藤実査官	東京地方2		H28.6.2	R2.6.11	棄却	東京高等7		R2.6.23	相手側	R2.12.24	棄却								
東京	所得税		国(渋谷税務署長事務承継者品川税務署長)	完結	・本件和解金収入のうち、所得税法9条1項17号に規定する非課税部分を構成する額。 ・本件和解金収入の金額及びその収入すべき時期。 ・本件和解金収入に係る所得の必要経費等。	23	1	伊藤訟務官、佐藤実査官	東京地方2		H28.6.2	R2.6.11	棄却	東京高等7		R2.6.23	相手側	R2.12.24	棄却								
東京	所得税		国(渋谷税務署長事務承継者品川税務署長)	完結	・本件和解金収入のうち、所得税法9条1項17号に規定する非課税部分を構成する額。 ・本件和解金収入の金額及びその収入すべき時期。 ・本件和解金収入に係る所得の必要経費等。	23	1	伊藤訟務官、佐藤実査官	東京地方2		H28.6.2	R2.6.11	一部敗訴	東京高等7		R2.6.23	相手側	R2.12.24	棄却								
東京	所得税		国(豊島税務署長)	完結	・相手側は、相手側自身が管理していた各預金口座に振込入金された金員を取得したか否か。	19、20	1	藤田訟務官、齋藤主査	東京地方38		H28.6.22	H30.12.7	棄却	東京高等15		H30.12.21	相手側	R1.9.18	棄却								
東京	所得税		国(麻布税務署長事務承継者神田税務署長)	完結	・相手側の株式等に係る譲渡損失を事業所得(総合課税される所得)あるいは先物取引の差金等決済に係る所得(分離課税される所得)との間で損益通算することができるか否か。(本人訴訟)	24	1	中村訟務官、神実査官	東京地方38		H28.8.2	H31.3.22	棄却	東京高等5		H31.4.2	相手側	R1.11.27	棄却	最高一小		R1.12.16	相手側	R2.10.22	棄却		
東京	所得税		国(市川税務署長)	完結	・相手側は、本件調査時(平成26年11月18日)において、平成20年分期限後申告をすることができたか否か。 ・相手側に対して行政手続法に反する違法があったか否か。	21	1	月岡訟務官、的場実査官	千葉地方3		H28.8.15	H30.1.16	棄却	東京高等23		H30.1.29	相手側	H30.8.1	棄却	最高一小		H30.8.14	相手側	H31.1.24	不受理		

課税関係訴訟事件一覧表 (リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審											
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果	
東京	所得税		国(戸塚税務署長事務承継者鎌倉税務署長)	完結	・麻酔科医である相手側が各病院から依頼を受けて行った麻酔業務の対価として得た報酬は、租税特別措置法(平成25年法律第5号による改正前のもの)26条1項が規定する「社会保険診療につき支払を受けるべき金額」に該当するか否か。 ・上記の各報酬は、消費税法(平成24年法律第68号による改正前のもの)別表第1第6号が規定する「療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等」に係る対価に該当するか否か。(消費税)	23~25	1	大工原訟務官 萩原実査官	東京地方51		H28.9.30	R2.1.30	棄却	東京高等11		R2.2.13	相手側	R3.1.27	棄却							
東京	所得税		国(藤沢税務署長)	完結	・相手側は、債権の消滅時効(10年間)を援用したことによって、当該債権の消滅に係る経済的利益を享受したか否か。	25	1	中村訟務官、 鈴木実査官	東京地方38		H29.3.24	H30.9.25	全部敗訴													
東京	所得税		国(平塚税務署長)	完結	・損害賠償請求(100,000円)、仮執行宣言付き判決の求めあり。 ・本件各修正申告の取消しを求める訴えは適法であるか否か。 ・本件各修正申告により、相手側に損害が生じたか否か。(本人訴訟)	24~26	1	藤田訟務官、 青木実査官	横浜地方1		H29.7.31	H30.7.4	却下棄却	東京高等24		H30.7.18	相手側	H30.12.6	棄却	最高二小		H30.12.18	相手側	R1.6.14	棄却	
東京	所得税		国(世田谷税務署長)	完結	・所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税に係る過少(無)申告加算税が賦課されない正当な理由があるか否か。 ・相手側のした所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の各修正申告は、無効なものか否か。(本人訴訟)(消費税)	24、25	1	大島主任訟務官、 海老澤実査官	東京地方51		H29.9.19	H30.9.13	却下棄却													
東京	所得税		国(板橋税務署長)	完結	・相手側が平成24年中に譲渡した本件各債券について、「利子が支払われる公社債のうち、その利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が100分の150以上であるもの」(旧租税特別措置法施行令(平成25年政令第169号)による改正前のもの)25条の15第2項4号)に該当するものとして、本件各債券の譲渡により生じた譲渡損失を他の所得との間で損益通算することができるか否か。	24、25	2	大工原訟務官 平山専門官	東京地方51		H29.12.4	R3.5.20	全部敗訴													
東京	所得税		国(杉並税務署長)	完結	・相手側に対する調査に調査手続上の違法があるか否か。 ・デリバリーヘルス事業に係る事業所得及び資産の譲渡等の対価が共同経営者として相手側に帰属するか否か。 ・相手側が主張する地域対策費は、所得税法上の必要経費及び消費税法上の課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か。 ・相手側に通則法68条1項及び2項に規定する事実の隠ぺい又は仮装があるか否か。(消費税)	22、23	1	中村訟務官 原田専門官	東京地方51		H30.1.23	R2.9.15	棄却													
東京	所得税		国(京橋税務署長事務承継者麻布税務署長)	完結	・相手側に対する調査に調査手続上の違法があるか否か。 ・相手側が主張する地域対策費は、所得税法上の必要経費及び消費税法上の課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か。 ・相手側に通則法68条1項及び2項に規定する事実の隠ぺい又は仮装があるか否か。(消費税)	22、23	1	中村訟務官 原田専門官	東京地方51		H30.1.23	R2.9.15	棄却													
東京	所得税		国(杉並税務署長)	完結	・不当利得返還請求(1,136,500円)、仮執行宣言付き判決の求めあり。 ・除斥期間の経過により減額更正処分をしなかった所得税について不当利得返還請求が認められるか否か。 ・税務調査における調査担当者の行為に国税法上の違法があるか否か。(本人訴訟)	19	1	伊藤訟務官 田嶋実査官	東京地方38		H30.1.30	R2.1.10	棄却	東京高等24		R2.1.24	相手側	R2.9.24	棄却	最高二小		R2.10.8	相手側	R3.6.11	棄却、不受理	

課税関係訴訟事件一覧表 (リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審												
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果		
東京	相続税		国(中野税務署長)	完結	・相続財産である土地の評価に当たり、評価通達によらず不動産鑑定評価により評価することの適否。	20	1	池谷訟務官、三保家主査	東京地方38		H25.6.3	H29.3.3	棄却	東京高等9		H29.3.17	相手側	H29.12.20	棄却	最高一小		H30.1.5	相手側	H30.11.15	棄却		
東京	相続税		国(神田税務署長)	完結	・相続開始日において、被相続人の訴外人に対する貸付金が存在していたか否か。 ・相続開始日において上記貸付金が存在していた場合、当該貸付金を評価通達204の定めに基づき評価すべきか否か。	23	1	小柳主任訟務官、永井実査官	東京地方2		H28.5.6	H30.3.27	棄却	東京高等19		H30.4.9	相手側	H30.9.27	棄却								
東京	相続税		国(横浜南税務署長)	完結	・被相続人の配偶者名義の証券口座内の証券(配当期待権を含む。)の帰属。	22	1	小柳訟務官、中澤主査	東京地方51		H28.6.1	H30.4.24	棄却														
東京	相続税		国(荻窪税務署長)	完結	・被相続人名義の預貯金及び有価証券の帰属。 ・国税通則法68条1項所定の「隠べい仮装行為」の存否。	24	1	小柳主任訟務官、永井実査官	東京地方3		H28.6.3	H30.1.19	却下棄却	東京高等11		H30.1.24	相手側	H30.7.11	棄却	最高一小		H30.7.27	相手側	H31.1.24	棄却		
東京	相続税		国(江東東税務署長)	係属	・相続税法55条に基づく相続税の当初申告後、同法32条1項1号の規定に基づく更正の請求又は同法35条3項1号の規定に基づく更正をする場合において、課税価格を計算する際の財産の価額は、当初申告における財産の価額によることとなるか否か。	16	1	大野訟務官三原実査官	東京地方3		H28.7.29	H30.1.24	全部敗訴	東京高等9		H30.2.7	国側	R1.12.4	全部敗訴	最高一小		R1.12.17	国側	R3.6.24	棄却		
東京	相続税		国(杉並税務署長)	完結	・相手側が被相続人名義の預金等の口座から引き出した現金の申告漏れについて、重加算税の賦課要件(国税通則法68条1項)が認められるか否か。(本人訴訟)	24	1	池谷訟務官、三保家主査	東京地方51		H28.10.20	H30.4.24	棄却	東京高等19		H30.4.25	相手側	H30.11.15	棄却	最高一小		H30.11.27	相手側	H31.4.25	棄却		
東京	相続税		国(麻布税務署長)	完結	・相続財産である土地及び建物の評価について、評価通達に定める評価方法により難い特別の事情が存するか否か。	23	1	良峰訟務官、淵実査官	東京地方38		H29.1.27	H31.1.18	棄却														
東京	相続税		国(武蔵野税務署長)	完結	・相続財産である土地の評価単位の適否及び広大地に該当するか否か。 ・青地(水路等)を含む土地の評価方法の適否。 ・私道の評価方法の適否。 ・改修工事中の貸家の評価の適否。 ・寺院に支払った金員(永代供養料)が、相続税法13条1項2号に規定する葬式費用に該当するか否か。	24	1	萩原訟務官、水留実査官	東京地方3		H29.6.6	H30.11.30	棄却														
東京	相続税		国(玉川税務署長)	確定	・相続開始日において、被相続人の原告に対する求償権が相続財産として存在していたか否か。	25	1	池谷訟務官長田専門官	東京地方3		H30.6.21	R2.9.25	却下棄却	東京高等11		R2.10.13	相手側	R3.5.19	棄却								
東京	相続税		国(荻窪税務署長)	完結	・相続した土地の評価について、評価通達に定められた評価方法によらないことの適否(本人訴訟)	27	1	池谷訟務官小林実査官	東京地方3		H30.8.17	R2.10.9	全部敗訴														
東京	相続税		国(武蔵野税務署長)	係属	・課税財産は、土地が売買契約に係る売買残代金債権か。 ・売買契約に伴う手付金相当額は、控除すべき債務か否か。 ・重加算税の賦課の適否。	26	2	石井訟務官、南部実査官	東京地方2		H30.10.4	R2.10.29	棄却	東京高等17		R2.11.10	相手側	R3.7.14	棄却	東京高等17		R3.7.28	相手側				
東京	相続税		国(足立税務署長)	係属	・相続財産であるマンションが、評価通達6の定める「評価通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産」に該当するか否か。	25	2	石井訟務官永井主査	東京地方2		H30.12.10	R2.11.12	棄却	東京高等7		R2.11.26	相手側	R3.4.27	棄却	東京高等7		R3.5.19	相手側				
東京	相続税		国(藤沢税務署長)	係属	・小規模宅地の特別(措置法69条の4)の適用の可否(「生計を一にしていた者」要件の該当性)。	26	1	大野訟務官土居実査官	横浜地方1		H31.2.18	R2.12.2	棄却	東京高等11		R2.12.15	相手側	R3.9.8	棄却								

課税関係訴訟事件一覧表 (リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審												
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	相手側	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果		
東京	相続税		国(豊島税務署長)	完結	・相続財産である土地について、財産評価基本通達に定める評価方法により難い特別の事情が存在するか否か。 ・相続財産である取引相場のない株式について、類似業種比準方式又は配当還元方式のいずれによって評価すべきか。	25	1	大野訟務官 佐野実査官	東京地方38		H31.3.5	R2.2.25	棄却														
東京	贈与税		国(芝税務署長)	完結	・平成26年分の贈与税に係る期限内申告書の提出がなかったことについて、国税通則法66条第1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる場合」に該当するか否か。	26	1	良峰訟務官、 淵実査官	東京地方3		H30.4.5	H31.2.1	棄却	東京高等5		H31.2.13	相手側	R1.7.3	棄却	最高一小		R1.7.16	相手側	R2.1.16		不受理	
東京	法人税		国(渋谷税務署長)	完結	・修正申告における所得金額及び納付すべき法人税額を超えない部分の取消しを求める訴えの利益があるか否か(本案前の争点)。 ・法人税法67条に規定する特定同族会社の特別税率(留保金課税制度)の適用があるか否か。	19/12	1	東雲訟務官 野村主査	東京地方2		H26.12.15	H30.1.16	却下 棄却	東京高等15		H30.1.29	相手側	R2.8.5	棄却	最高二小		R2.9.11	相手側	R3.3.5		棄却	
東京	法人税		国(東京上野税務署長)	完結	・相手側の被合併法人は訴外会社との間で貸付債権の売買契約を締結した後、当該貸付債権と担保不動産の売買契約を締結しているところ、同契約の際、当該貸付債権は相手側(被合併法人)に帰属していたといえるか否か。	21/7 ~ 22/9	3	花島訟務官、 菊地主査	東京地方2		H27.4.17	H29.10.12	却下 棄却	東京高等4		H29.10.30	相手側	H30.6.28	棄却	最高一小		H30.7.13	相手側	R1.5.29		棄却	
東京	法人税		国(麻布税務署長事務承継者渋谷税務署長)	係属	・相手側が属する企業グループの組織再編によって相手側に生じた借入金の支払利息は、法人税法132条1項にいう法人税の負担を不当に減少させるものとして、損金算入が否定されるか否か。	20/12 ~ 22/12	3	石井訟務官 平実査官	東京地方51		H27.7.31	R1.6.27	全部敗訴	東京高等5		R1.7.10	国側	R2.6.24	全部敗訴	最高一小		R2.7.7	国側				
東京	法人税		国(京橋税務署長)	完結	・法人税法23条1項1号及び24条1項3号にいう「資本剰余金の額の減少に伴うもの」の意義等について。 ・本件配当はその全体が法人税法24条1項3号の「資本剰余金の額の減少に伴うもの」に該当するか。 ・法人税法施行令23条1項3号の適用関係について(本件配当の額のうちのみなし配当の額はいくら)。	25/3	3	東雲訟務官 野村主査	東京地方3		H27.8.21	H29.12.6	全部敗訴	東京高等23		H29.12.20	国側	R1.5.29	全部敗訴	最高一小		R1.6.11	国側	R3.3.11		全部敗訴	
東京	法人税		国(船橋税務署長)	係属	・相手側が競売によって一括取得した本件土地及び本件建物の取得価額は、相手側が主張するところの近似値時価按分法で算出すべきか、それとも固定資産税評価額による按分法で算出すべきか。(消費税)	23/1	1	岡村訟務官 新良実査官	東京地方51		H27.11.27	R2.9.1	一部敗訴	東京高等21		R2.9.16	相手側										
東京	法人税		国(神田税務署長)	完結	・相手側が計上した償却費は、損金の額に算入されるか否か。	21/10 ~ 23/10	1	藤田訟務官、 栗原主査	東京地方51		H27.12.28	H30.1.25	棄却	東京高等1		H30.2.6	相手側	H30.7.18	棄却								
東京	法人税		国(新宿税務署長)	完結	・本件鉄塔等に適用される耐用年数は何年であるか。 ・本件調査のうち、前回調査対象事業年度に係る調査は、国税通則法74条の11第6項の規定に反し違法であるか否か。 ・相手側が本件鉄塔等の耐用年数を21年として減価償却費を計算し損金の額に算入していたことについて、国税通則法65条4項所定の「正当な理由」があるか否か。	21/3 ~ 26/3	3	木村訟務官、 牧迫専門官	東京地方38		H28.9.23	H31.1.18	却下 棄却														
東京	法人税		国(麹町税務署長)	完結	・特定資本関係5年超継続要件を満たしている適格合併で、法人税法57条2項を適用したものについて、同法132条の2の規定を適用して更正処分をすることは違法か ・法人税法57条2項の規定に基づき、被合併法人の未処理欠損金額を原告の欠損金額とみなして同法57条1項の規定を適用して当該欠損金額に相当する金額を損金の額に算入したことは、同法132条の2に規定する「法人税の負担を不当に減少させる結果と認められるもの」に該当するか否か。	22/3 ~ 23/3	3	石井訟務官 吉川実査官	東京地方2		H28.11.1	R1.6.27	棄却	東京高等1		R1.7.10	相手側	R1.12.11	棄却	最高二小		R1.12.24	相手側	R3.1.15		棄却	

課税関係訴訟事件一覧表 (リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審										
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果		
東京	消費税		国(今治税務署長事務承継者千葉南税務署長)	完結	・帳簿等の提示を行わなかったことが消費税法30条7項に規定する仕入税額控除の否認事由に該当するか。 ・本件更正処分等の理由提示に原処分を取り消すべき違法があるか。 ・本件調査の手續に原処分を取り消すべき違法があるか。	24/6 ~ 26/6	2	池田主任訟務官 上田実査官	東京地方51		H29.4.26	R1.11.21	棄却	東京高等9	R1.12.3	相手側	R2.8.26	棄却	最高2小		R2.9.9	相手側	R3.2.12	棄却	
東京	消費税		国(日本橋税務署長)	完結	・台湾各小売業者が台湾で販売する衣料品等につき、相手側が国内各販売事業者から仕入れたとして、消費税法30条1項に規定する仕入れに係る消費税額の控除をすることの適否。 ・相手側が仕入れたとして、国内各販売事業者に支払われた代金を課税仕入れに係る支払対価の額として帳簿に記載したことは、国税通則法68条1項に規定する事実の隠ぺい又は仮装に該当するか。	27/10 ~ 27/12	1	月岡訟務官 秋山実査官	東京地方3		H29.12.15	R2.1.17	棄却	東京高等7	R2.1.29	相手側	R2.10.15	棄却	最高2小		R2.10.30	相手側	R3.7.2	不受理・棄却	
東京	消費税		国(日本橋税務署長)	係属	(地裁・高裁)課税仕入れのうち、住宅用に賃貸されている部分を含む販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみ要するもの」と「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。 (最高裁)本件各確定申告における申告額が最少であることにつき、平成29年9月法律第15号による改正前の国税通則法65条4項にいう「正当な理由」があるか。	25/12 ~ 27/12	3	木村主任訟務官 鈴木実査官	東京地方38		H29.12.27	R1.10.11	棄却	東京高等5	R1.10.24	相手側	R3.4.21	一部敗訴	最高裁		R3.5.6	国側			
東京	消費税		国(日本橋税務署長)	完結	・相手側が申請した消費税法30条3項の規定に基づく課税売上割合に準ずる割合は、同項1号の要件を充足する合理的なものであるか否か。		3	東雲訟務官 徳永実査官	東京地方38		H30.1.10	R1.10.11	却下棄却	東京高等5	R1.10.24	相手側	R3.4.21	棄却							
東京	消費税		国(神田税務署長)	完結	・本件における金工芸品の譲渡は、消費税法8条1項に規定する「譲渡」に該当するか否か。 ・国税通則法68条1項に規定する事実の「隠蔽」又は「仮装」はあるか否か。 ・本件の各更正処分における理由提示は、行政手続法14条1項の規定に違反する違法なものであるか否か	28/4 ~ 29/2	1	栗村訟務官 新良実査官	東京地方38		H30.8.7	R2.6.19	棄却	東京高等14	R2.6.29	相手側	R3.9.2	棄却	最高裁3小		R3.9.10	相手側	R4.3.15	棄却	
東京	消費税		国(立川税務署長)	完結	・損害賠償請求(249,000円)、仮執行宣言付き判決の求めなし。 ・訴外税理士が提出した相手側の簡易課税制度選択届出書は、法的に有効な届出書であるか否か。 ・国側の本件各処分は、相手側に対する故意又は過失による不法行為に当たり、相手側の弁護士費用について損害賠償義務を負うものであるか否か。	26、 27	1	中村訟務官 平戸主査	東京地方38		H30.9.7	R1.11.1	棄却	東京高等24	R1.11.13	相手側	R2.9.10	棄却							
東京	消費税		国(新宿税務署長)	完結	・修正申告をした際の業務委託費等の額に誤りがあるとして行った相手側の更正の請求が認められるか否か。	24/6 ~ 25/6	1	鈴木主任訟務官 青木実査官	東京地方38		H30.9.7			移管											
東京	消費税		国(麹町税務署長)	係属	・課税仕入れのうち、住宅の貸付けに係る賃貸料収入が発生する販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみ要するもの」と「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。	27/3 ~ 29/3	3	東雲訟務官 徳永実査官	東京地方51		H30.12.14	R2.9.3	全部敗訴	東京高等16	R2.9.16	国側	R3.7.29	棄却	最高裁		R3.8.12	相手側			
東京	酒税		国(山梨税務署長)	完結	・相手側が工場から移出した本件課税済みしょうゆに關して、相手側に納税義務があるか否か。 ・相手側が控除税額を過大に計算し納税申告したことについて、国税通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものがある場合」に該当するか否か。	25/4 ~ 26/5	2	鈴木主任訟務官 青木実査官	東京地方38		H29.1.31	H31.2.15	棄却	東京高等11	H31.3.1	相手側	R1.8.28	棄却							
東京	酒税		国(船橋税務署長)	完結	・原告が製造した酒類に係る適用税率について、酒税法23条2項3号ロに定める特別税率が適用されるか否か。 ・本件の「更正をしないことの通知書」に記載された処分の理由に不備があるか否か。	25/3 ~ 26/6	2	栗村訟務官 佐藤専門官	東京地方3		H29.4.11	H31.2.6	棄却	東京高等15	H31.2.18	相手側	R2.2.12	棄却	最高3小		R2.2.21	相手側	R2.12.15	不受理	

課税関係訴訟事件一覧表 (リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審											
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果	
東京	国賠		国(国税庁)	完結	・シンガポールに対して行った、租税条約に係る相手側に係る情報交換要請を取り消すべきか否か。 ・相手側は、情報を交換されない地位にあることを確認し得るか否か。 ・相手側に係る情報について、被告及び関係行政庁に利用されない地位にあることを確認し得るか否か。 ・シンガポールが同国法及び同国における判決によらなければ得ることできない相手側の情報につき日本の法令又は日本の行政の通常の運営において入手できる情報ではないことを確認し得るか否か。 ・損害賠償12,500,000円が生じるか否か。	1	神余訟務官、鈴木実査官		東京地方38			H25.9.20	H29.2.17	却下 棄却	東京高等10		H29.3.2	相手側	H29.10.26	棄却	最高二小		H29.11.10	相手側	H30.7.6	棄却
東京	国賠		国(麻布税務署長)	完結	・損害賠償請求(1,000,000円)、仮執行宣言付き判決の求めあり。 ・国は、相手側の配偶者の相続に係る相続税調査において作成された書類を相手側に渡さなかったことにより、国家賠償法1条1項に基づく賠償責任を負うか否か。(本人訴訟)	1	良峰訟務官、中澤専門官		東京地方34			H29.5.2	H30.4.16	棄却	東京高等12		H30.5.11	相手側	H30.9.26	棄却	最高三小		H30.10.17	相手側	H31.3.26	棄却
東京	その他		国(荒川税務署長)	完結	・国は、日本年金機構が発行した「年金振込通知書」に記載された源泉徴収税額について説明義務を負うか否か。 ・公的年金等の源泉徴収率が「扶養親族等申告書」の提出・不提出で異なることは、差別的であり、廃止すべきか否か。(本人訴訟)	29	4	繪柳訟務官、篠原実査官	東京地方2			H29.2.6	H29.9.14	却下 棄却	東京高等4		H29.9.27	相手側	H30.1.18	棄却	最高三小		H30.1.30	相手側	H30.6.19	棄却
東京	その他		国(荒川税務署長)	完結	・税務署職員が業務を妨げる相手側を警察官により退去させたことは、基本的人権の侵害に当たるとして別罪文を交付すべきか否か。(本人訴訟)	29	4	繪柳訟務官、篠原実査官	東京地方2			H29.2.6	H29.9.14	却下 棄却	東京高等4		H29.9.27	相手側	H30.1.18	棄却	最高三小		H30.1.30	相手側	H30.6.19	棄却
金沢	所得税(源泉)		国(福井税務署長)	完結	・相手側は、土地建物を取得した際、訴外外国人からの取得として、その対価に対して、源泉徴収義務を負うか否か(本人訴訟)	25	2	半田主任訟務官、北田訟務官、藤井実査官	福井地方2			H29.11.17	H30.11.28	棄却	名古屋高等金沢支部1		H30.12.7	相手側	R1.7.3	棄却	名古屋高等金沢支部1		R1.7.17	相手側	R1.9.24	却下
金沢	所得税(譲渡)		国(魚津税務署長)	完結	(1) 新株引受権付社債に係る損失は、上場株式等に係る譲渡損失に該当するか否か (2) 新株引受権付社債に係る損失は、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に該当するか否か (3) 源泉分離課税とされる利子所得及び配当所得に係る源泉所得税額は、総合課税の対象金額に係る所得税額から控除する源泉所得税額に該当するか否か(本人訴訟)	25~27	1	佐藤主任訟務官、勝森訟務官、藤井実査官	富山地方			H29.5.1	H30.7.18	棄却	名古屋高等金沢支部1		H30.7.30	相手側	H31.1.16	棄却	最高二小		H31.1.29	相手側	R1.6.7	棄却
金沢	法人税		国(金沢税務署長)	完結	(1) マンション管理組合は、人格のない社団等に該当するか否か (2) マンション管理組合は、収益事業を行い、これから生じた所得があると法人税が課せられるか否か (3) 「更正の申出に対する結果のお知らせ」の取消請求は、不適法なものか否か	22/6~26/6	1	佐藤主任訟務官、勝森訟務官、藤井実査官	東京地方38			H28.9.9	H30.3.13	却下 棄却	東京高等5		H30.3.22	相手側	H30.10.31	棄却	最高二小		H30.11.13	相手側	R1.6.7	棄却・不受理
金沢	国賠		国(魚津税務署長)	完結	・違法な課税処分により、相手側に精神的な苦痛が生じたか否か (損害賠償請求額 300千円、仮執行宣言の求めあり)(本人訴訟)	1	1	佐藤主任訟務官、勝森訟務官、藤井実査官	富山地方			H29.5.1	H30.7.18	棄却	名古屋高等金沢支部1		H30.7.30	相手側	H31.1.16	棄却	最高二小		H31.1.29	相手側	R1.6.7	棄却
名古屋	所得税		国(三島税務署長)	完結	本人訴訟 調査による更正予知の有無 不動産所得の必要経費該当性及び減価償却費の計算の適否	22~24	1	見崎訟務官、横内専門官、田中主査	東京地方51			H28.4.25	H30.4.12	一部敗訴	東京高等2		H30.4.23	相手側	H30.11.15	棄却	最高三小		H30.11.26	相手側	R1.5.24	不受理

課税関係訴訟事件一覧表 (リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審									
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	
名古屋	所得税		国(昭国税務署長)	完結	所得税法上の居住者該当性 前回調査の結果に基づき非居住者と判断し申告しなかったことが、国税通則法66条1項ただし書に規定する正当な理由に該当するか	23 ・ 24	1	高原訟務官 横内専門官 橋本実査官	東京地方51		H28.9.16	R1.5.30	全部敗訴			R1.6.12	国側 R1.11.27	全部敗訴						
名古屋	所得税		国(名古屋中村税務署長事務継承者昭和税務署長)	完結	先物取引に係る損失金額について、本件各更正請求書の提出により措置法41条の16第3項に規定する損失金額計算明細書等の添付がある確定申告書を提出した場合の要件を満たすか否か	24 ~ 26	1	竹内訟務官 渡邊専門官 宮地実査官	名古屋地方9		H29.2.24	H30.3.14	棄却			H30.3.28	相手側 H30.11.22	棄却	最高一小		H30.12.5	相手側 R1.7.18	棄却	
名古屋	所得税		国(半田税務署長)	完結	不当利得返還請求事件 請求額:1,143,100円 仮執行宣言の求めなし 本件更正処分等が無効であるか否か	18	1	大川訟務官 渡邊専門官 石川実査官	名古屋地方9		H29.4.26	R1.5.16	棄却											
名古屋	所得税		国(松阪税務署長)	完結	消費税 本件事業に係る経営主体は、原告か否か(事業所得の帰属者) 重加算税賦課決定処分の違法性	19 ~ 25	1	堀木訟務官 水野実査官	津地方1		H30.2.2	R2.10.1	棄却			R2.10.15	相手側 R3.5.26	棄却	最高小二		R3.6.9	相手側 R3.11.5	棄却	
名古屋	所得税		国(名古屋北税務署長)	完結	消費税 推計事業 所得税法150①一及び三に該当する事実があるか 本件事業に係る事業所得の金額について、推計の必要性があるか 消費税等について、法定帳簿等を保存していたか	24 ~ 26	1	野中訟務官 橋本実査官	名古屋地方9		H30.11.2	R3.4.22	棄却											
名古屋	所得税		国(静岡税務署長)	完結	消費税 国税通則法上の重加算税賦課要件を満たすか H21.22年分について、国税通則法70条に規定する「偽りその他不正の行為」に該当するか	21 ~ 27	1	住田訟務官 鷹署実査官	東京地方3		H30.11.20	R2.10.9	棄却			R2.10.27	相手側 R3.4.28	棄却	最高一小		R3.5.24	相手側 R3.12.16	棄却	
名古屋	所得税(源泉)		国(名古屋中税務署長)	完結	代表取締役の所得税法上の居住者該当性 代表取締役が自らの所得税調査の結果に基づき、自らを非居住者と判断したことをもって、非居住者として役員給与の源泉徴収をしたことが、国税通則法67条1項ただし書に規定する正当な理由に該当するか	21/1 ~ 24/1 2	1	高原訟務官 横内専門官 橋本実査官	東京地方51		H28.9.16	R1.5.30	全部敗訴			R1.6.12	国側 R1.11.27	全部敗訴						
名古屋	所得税(源泉)		国(名古屋中税務署長)	完結	代表取締役の所得税法上の居住者該当性 代表取締役が自らの所得税調査の結果に基づき、自らを非居住者と判断したことをもって、非居住者として役員給与の源泉徴収をしたことが、国税通則法67条1項ただし書に規定する正当な理由に該当するか	21/1 ~ 24/1 2	1	高原訟務官 横内専門官 橋本実査官	東京地方51		H28.9.16	R1.5.30	全部敗訴			R1.6.12	国側 R1.11.27	全部敗訴						
名古屋	相続税		国(千種税務署長)	完結	本件和解は国税通則法23条2項1号に規定する後発的事由に当たるか否か	21	1	杉山訟務官 小畑専門官 栗田実査官	名古屋地方9		H28.12.16	H29.12.7	却下棄却			H29.12.20	相手側 H30.6.7	棄却						
名古屋	法人税		国(昭国税務署長)	完結	残余利益分割法による基本的利益算定の過程で選定された本件比較対象法人は、本件国外関連者との間に十分な比較可能性を有するか否か 残余利益の分割要因の適否	19/3 ~ 22/3	3	加藤訟務官 長谷川専門官 竹村主査 小川実査官	東京地方51		H28.12.20	R2.11.26	一部敗訴			R2.12.9	双方 R4.3.10	一部敗訴						
名古屋	法人税		国(豊橋税務署長)	完結	消費税 本件事業年度終了の時に、本件機械装置を「取得」していたか否か	25/3	1	大川訟務官 渡邊専門官 石川実査官	東京地方2		H28.12.28	H30.3.6	棄却			H30.3.20	相手側 H30.9.5	棄却	最高一小		H30.9.19	相手側 H31.3.28	棄却	
名古屋	酒税		国(藤枝税務署長)	完結	原告が製造した酒類に係る適用税率について、酒税法23条2項3号ロに定める特別税率が適用されるか否か 本件の「更正をしないことの通知書」に記載された処分の理由に不備があるか否か	25/3 ~ 26/6	2	西村訟務官 森本実査官	東京地方3		H29.4.11	H31.2.6	棄却			H31.2.18	相手側 R2.2.12	棄却	最高三小		R2.2.21	相手側 R2.12.15	不受理	

課税関係訴訟事件一覧表 (リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審			控訴審			上告審													
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果	
名古屋	国賠		国(千種税務署長)	完結	損害賠償請求額209千円 課税庁に国家賠償法1条1項の違法が認められるか否か 仮執行宣言の申立あり	21	1	杉山訟務官 小畑専門官 栗田実査官	名古屋地方9		H29.8.30	H29.12.7	棄却	名古屋高等3		H29.12.20	相手側	H30.6.7	棄却							
大阪	所得税		国(姫路税務署長)	完結	1 地代家賃の等の金額が、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入できるか否か 2 貸付金の返済金として受領した金員に、雑所得として計算すべき利息が含まれているか否か 3 本件給与及び本件貸倒損失が架空のものか否か。また、納税者に隠蔽又は仮装の行為があったか否か	21~23	1	今井訟務官 植松実査官	大阪地方7		H26.12.26	H29.9.7	棄却	大阪高等14		H29.9.21	相手側	H30.5.18	棄却							
大阪	所得税		国(上京税務署長)	完結	消費税 人格のない社団に該当するか否か、人格のない社団に該当しない場合、収益は納税者に帰属するか否か 無申告加算税につき、国税通則法66条1項の「正当な理由」があるか否か	20~24	1	山端訟務官 右近実査官	大阪地方2		H27.8.14	H30.8.31	棄却													
大阪	所得税		国(阿倍野税務署長)	完結	本件払戻金に係る所得が納税者らに帰属するか否か	20	2	今井訟務官 松瀬専門官 福田主査 花谷実査官	大阪地方7		H27.9.16	H31.4.11	全部敗訴													
大阪	所得税		国(吹田税務署長事務承継者東税務署長)	完結	本件払戻金に係る所得が納税者らに帰属するか否か	20	2	今井訟務官 松瀬専門官 福田主査 花谷実査官	大阪地方7		H27.9.16	H31.4.11	全部敗訴													
大阪	所得税		国(茨木税務署長)	完結	本件払戻金に係る所得が納税者らに帰属するか否か	20	2	今井訟務官 松瀬専門官 福田主査 花谷実査官	大阪地方7		H27.9.16	H31.4.11	全部敗訴													
大阪	所得税		国(兵庫税務署長)	完結	本件外注費は所得税法37条1項に規定する必要経費に該当するか否か 本件外注費は所得税法157条1項に規定する同族会社の行為計算否認の対象となるか否か	22~24	1	本間訟務官 福田主査 小澤実査官	大阪地方7		H27.10.28	H30.4.19	棄却	大阪高等8		H30.5.2	相手側	H30.11.2	棄却	最高三小		H30.11.15	相手側	R1.7.16		不受理
大阪	所得税		国(浪速税務署長)	完結	本件贈与税は、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入することができるか否か	23~24	1	福場訟務官 辻実査官	大阪地方2		H27.11.16	H29.3.15	棄却	大阪高等6		H29.3.27	相手側	H29.9.28	棄却	最高三小		H29.10.12	相手側	H30.4.17		棄却
大阪	所得税		国(豊能税務署長)	完結	消費税 事業所得の収入金額及び消費税の課税売上高に係る推計に合理性があるか否か 【推計事案】	18~24	2	砂見訟務官 村上総括 上田実査官	東京地方38		H28.1.14	R1.10.25	棄却													
大阪	所得税		国(芦屋税務署長)	完結	貸入金に係る貸倒損失が認められるか否か	22~24	1	福場訟務官 桑原実査官	神戸地方2		H28.9.2	H30.7.11	棄却	大阪高等14		H30.7.26	相手側	H31.1.31	棄却							
大阪	所得税		国(西宮税務署長)	継続	タックスヘイブンの課税の適否(特定外国子会等に該当するか否か。適用除外基準を充足するか否か)	24~25	2	北村訟務官 長西専門官 永尾実査官	東京地方51		H29.9.13	R3.7.20	棄却	東京高等9		03.07.28	相手側									
大阪	所得税		国(宇治税務署長)	完結	本件相続訴訟において和解金を受領したことによる所得は一時所得に該当するか否か	25	1	楠訟務官 福田主査 千葉実査官	大阪地方7		H29.9.19	H30.4.18	取下げ													
大阪	所得税		国(豊能税務署長)	完結	本件差損益金等の収入の原因となる権利は、本件ロールオーバーが行われた時に確定したと言えるか否か 【本人訴訟】	24~26	1	山端訟務官 右近実査官	大阪地方2		H30.3.2	H31.4.12	移管													
大阪	所得税		国(龍野税務署長)	完結	国税通則法56条に規定する過納金があるか否か	17~19	1	中山訟務官 福田主査 橋本実査官	神戸地方2		H30.4.14	H31.2.20	却下棄却	大阪高等2		H31.2.23	相手側	R1.9.19	棄却	最高三小		R1.9.28	相手側	R2.3.17		棄却

課税関係訴訟事件一覧表 (リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審											
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果	
大阪	所得税		国(吹田税務署長)	完結	本件支払額が原告の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができるか否か	25~26	1	砂見訟務官 上田実査官	大阪地方2		H30.6.15	R1.10.25	棄却	大阪高等12		R1.11.8	相手側	R2.5.22	棄却	最高二小		R2.6.8	相手側	R3.2.19	棄却	
大阪	所得税		国(西宮税務署長)	完結	本件各給与等が原告に支給された役員給与と認められるか否か	22~27	1	岡田訟務官 辰巳専門官 桑原実査官	神戸地方2		H30.10.11	R2.3.19	却下 棄却	大阪高等13		R2.4.2	相手側	R2.11.5	棄却							
大阪	所得税		国(神戸税務署長)	完結	本件オートレース等所得は、所得税法上の一時所得又は雑所得のいずれに該当するか	23~27	1	北村訟務官 松山専門官 上之原実査官	大阪地方2		H30.10.30	R2.3.4	棄却	大阪高等2		R2.3.16	相手側	R2.10.16	棄却	最高三小		R2.10.30	相手側	R3.3.30	棄却	
大阪	所得税		国(芦屋税務署長)	完結	請求期限経過後にされた本件各更正の請求の適法性 納税者からの更正の請求書の受理を地方庁へ通知しなかったことが、国税法上の違法となるか否か	21~22	1	砂見訟務官 辰巳主査 上田実査官	大阪地方2		H31.1.8	R1.12.11	却下 棄却	大阪高等6		R1.12.24	相手側	R2.9.18	棄却	最高一小		R2.10.5	相手側	R3.3.18	不受理	
大阪	所得税(源泉)		国(枚方・大阪福島税務署長)	完結	所得税 本件譲渡契約が錯誤により無効であるか否か	23	1	福場訟務官 村上総括 桑原実査官	大阪地方7		H29.8.10	H30.12.6	棄却													
大阪	所得税(源泉)		国(南税務署長)	完結	本件服飾品購入費用等及び本件宝飾品等購入費用等の原告会社の負担が本件役員に対する給与等に該当するか 本件消費税等各更正処分及び本件各納税告知処分に理由付記の不備があるか【消費税】	25/3~26/3	3	舩島訟務官 松瀬総括主査 福岡実査官	大阪地方7		H30.5.23	R2.6.25	棄却	大阪高等8		R2.7.8	相手側	R3.4.15	棄却	最高二小		R3.4.27	相手側	03.10.29	棄却	
大阪	所得税(譲渡)		国(枚方税務署長)	完結	本件譲渡に、優良住宅地等のための譲渡に対する特例の適用ができるか否か	25	1	本間訟務官 小澤実査官	大阪地方2		H28.12.12	H30.3.9	棄却	大阪高等4		H30.3.22	相手側	H30.8.24	棄却							
大阪	所得税(譲渡)		国(伊丹税務署長)	完結	本件各取引に係る譲渡所得が納税者に帰属するか否か 重加算税賦課決定処分の可否	21~23	1	山端訟務官 右近実査官	大阪地方2		H29.5.15	H30.12.21	棄却	大阪高等5		H31.1.7	相手側	R1.6.28	棄却							
大阪	所得税(譲渡)		国(東税務署長)	完結	本件新ゴルフ会員権と本件旧ゴルフ会員権に資産としての同一性があるか否か	25	1	中川訟務官 花谷実査官	大阪地方7		H29.6.5	H31.1.17	棄却	大阪高等10		H31.1.24	相手側	R1.7.18	棄却	最高一小		R1.7.30	相手側	R1.12.12	不受理	
大阪	所得税(譲渡)		国(和歌山税務署長)	完結	上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除(措置法37条の12の2)を適用できるか否か 納税者が納付した還付金返還金等は、国の不当利得になるか否か 【不当利得返還・国家賠償】	27	1	山端訟務官 正木実査官	和歌山地方		H30.9.13	R1.12.3	棄却	大阪高等3		R1.12.17	相手側	R2.7.30	棄却	最高二小		R2.8.13	相手側	R3.1.22	棄却	
大阪	所得税(譲渡)		国(奈良税務署長)	完結	平成24年中に生じた本件譲渡損失について、措置法37条の12の2を適用して翌年以降に繰り越すことができるか	25~27	1	中山訟務官 橋本実査官	大阪地方2		H30.12.3	R1.10.18	棄却													
大阪	相続税		国(堺税務署長)	完結	贈与税の連帯納付義務の債務控除漏れを理由とする相続税の更正の請求は、通則法23条2項の更正の請求の要件を充足するか否か	17	1	本間訟務官 三木総括 小澤実査官	大阪地方7		H25.7.5	H28.11.17	棄却	大阪高等4		H28.12.2	相手側	H29.9.7	棄却	最高一小		H29.9.25	相手側	H30.5.10	不受理	
大阪	相続税		国(芦屋税務署長)	完結	本件各不動産の各独立部分のうち、相続開始日現在で賃貸されていない空室部分について、貸家又は貸家建付地の評価ができるか否か 【本人訴訟】	24	1	岡田訟務官 上田実査官	神戸地方2		H28.2.15	H29.3.7	棄却	大阪高等14		H29.3.11	相手側	H30.1.12	棄却	最高三小		H30.1.29	相手側	H30.7.10	棄却	
大阪	相続税		国(宇治税務署長)	完結	本件合意解約により納税猶予の期限が確定したか否か	9	1	本間訟務官 小澤実査官	大阪地方7		H28.5.18	R1.5.29	取下													
大阪	相続税		国(東税務署長)	完結	課税価格の計算上控除すべき被相続人の債務の有無	22	2	黒山訟務官 角田専門官 市原実査官	東京地方38		H28.8.18	R1.11.19	棄却	東京高等24		R1.12.2	相手側	R2.12.17	棄却	最高一小		R3.1.4	相手側	R3.7.26	棄却	

課税関係訴訟事件一覧表 (リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審											
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果	
大阪	法人税		国(茨木税務署長)	完結	本件払戻金に係る所得が原告会社に帰属するか否か	20/9 ～ 24/1 0	2	今井訟務官 松瀬専門官 福田主査 花谷実査官	大阪地方7		H27.9.16	H31.4.11	全部敗訴													
大阪	法人税		国(城東税務署長)	完結	消費税 本件土地建物の売却が仮装の取引であるか否か	20/9 ～ 24/9 21/3 ～ 22/3	1	舩島訟務官 岡本総括 山本実査官	大阪地方2		H27.11.9	R1.11.8	棄却	大阪高等8		R1.11.20	相手側	R2.7.3	棄却	最高三小		R2.7.17		相手側	R3.4.27	不受理
大阪	法人税		国(旭税務署長)	完結	過年度に収益計上した制限超過利息につき、破産財団における本件過払金返還債権の確定による更正の請求が認められるか否か	8/3 ～ 18/3	3	表内訟務官 石田実査官 中島実査官	大阪地方2		H28.3.4	H30.1.15	棄却	大阪高等14		H30.1.29	相手側	H30.10.19	全部敗訴	最高一小		H30.11.2		国側	R2.7.2	全勝
大阪	法人税		国(和歌山税務署長)	完結	税務慣行上、特に悪質と認められる場合以外においては5年を超えて処分することは違法であるか否か	19/5 ～ 25/5 (21/5、 22/5を 除く)	1	坂井訟務官 上田実査官	大阪地方7		H28.3.17	H30.4.19	棄却													
大阪	法人税		国(浪速税務署長)	完結	本件建物等の取得価額及び課税仕入れに係る支払対価の額は、本件売買契約書に記載された消費税等相当額を基に算定した建物価額によるべきか否か	25/1 2	1	川城訟務官 平山実査官	大阪地方7		H28.7.22	H30.10.25	棄却													
大阪	法人税		国(東税務署長)	完結	本件現物出資が、適格現物出資に該当するか否か	25/3 ～ 26/3	3	石田主任訟務官 加藤訟務官 岡本総括 長西専門官 中島実査官 今田実査官	東京地方3		H28.9.2	R2.3.11	一部敗訴	東京高等22		R2.3.24	国側	R3.4.14	全部敗訴							
大阪	法人税		国(枚方税務署長)	完結	代表取締役の行為により被った損害に係る損害賠償請求権は、損害を被った事業年度の益金の額に算入すべきか否か	22/3 ～ 26/3	2	福田訟務官 岡本総括 平山実査官	大阪地方7		H29.7.7	R1.12.5	棄却													
大阪	法人税		国(茨木税務署長)	完結	前回更正処分が違法であるか否か(本件事業年度に繰り越される欠損金は存在するか)	25/1 0～ 27/1 0	1	今井訟務官 松瀬専門官 福田主査 花谷実査官	大阪地方7		H29.9.19	H31.4.11	全部敗訴													
大阪	法人税		国(西宮税務署長)	完結	本件給与等が、事実を隠蔽又は仮装して経理することにより理事長に支給された役員給与と認められるか	21/3 ～ 27/3	1	岡田訟務官 松瀬専門官 桑原実査官	神戸地方2		H29.12.22	H31.2.13	棄却	大阪高等8		H31.2.26	相手側	R1.9.12	棄却							
大阪	法人税		国(東税務署長)	完結	原告会社の従業員が行った架空計上等が、原告会社が行った事実の隠ぺい又は仮装と認められるか否か	26/4 ～ 27/4	1	福田訟務官 平山実査官	大阪地方2		H30.6.11	R1.8.9	棄却	大阪高等4		R1.8.30	相手側	R2.1.31	棄却							
大阪	法人税		国(東税務署長)	完結	原告会社の従業員が行った架空計上等が、原告会社が行った事実の隠ぺい又は仮装と認められるか否か	25/1 1～ 26/1 1	1	福田訟務官 平山実査官	大阪地方2		H30.6.11	R1.8.9	棄却	大阪高等5		R1.8.30	相手側	R2.1.28	棄却							
大阪	法人税		国(城東税務署長)	完結	消費税 本件土地建物の売却が仮装の取引であるか否か	25/9 ～ 27/9 26/3 ～ 27/3	1	舩島訟務官 岡本総括 山本実査官	大阪地方2		H30.7.12	R1.11.8	棄却	大阪高等8		R1.11.20	相手側	R2.7.3	棄却	最高三小		R2.7.17		相手側	R3.4.27	不受理

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審											
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果	
広島	所得税	国(西大寺 税務署長)	完結	資料収入の全部又は一部を申告しなかったことに、偽りその他不正の行為及び隠ぺい又は仮装の事実があるか否か	19~25	1	鎌田主任訟務官 嶋崎訟務官 仲前専門官 村上実査官	東京地方3			H28.10.20	H30.6.29	棄却													
広島	所得税	国(下関税 務署長)	完結	本件各処分の通知書において理由付記を欠いていたか否か	20~26	1	堀主任訟務官 嶋崎訟務官 仲前専門官 小林実査官	山口地方1			H29.8.10	H31.2.13	棄却													
広島	所得税	国(山口税 務署長)	完結	車券等の的の中によって得た払戻し金等に係る所得は一時所得又は雑所得のいずれに該当するか 期限内申告の提出がなかったことについて、正当な理由があると認められるか否か	22~26	1	加藤主任訟務官 矢戸訟務官 安藤専門官 新島実査官	広島地方2			H29.10.18	R3.6.23	棄却													
広島	所得税	国(岡山東 税務署長)	完結	原告の本件各年分の所得金額の計算上、連帯保証債務により差し押さえられた給与の額を総収入金額から差し引くべきか否か	26~27	1	加藤主任訟務官 矢戸訟務官 安藤専門官 田畑連調官 新島実査官	岡山地方2			H30.7.24	R1.9.11	却下 棄却	広島高 等岡山 支部2		R1.10.1	相手側	R2.8.13	棄却							
広島	所得税 (源泉)	国(倉敷税 務署長)	完結	本件債務免除は給与所得に該当するか 本件債務免除に所得税基本通達36-17の適用はあるか 本件債務免除は、錯誤により無効となるか	19	1	鎌田主任訟務官 所訟務官 仲前専門官 川合実査官	岡山地方2			H24.3.30	H25.3.27	全部敗訴	広島高 等岡山 支部2		H25.4.10	国側	H26.1.30	全部敗訴	最高一 小		H26.2.12	国側	H27.10.8	差戻し	
広島	所得税 (源泉)	国(倉敷税 務署長)	完結	【差戻審】 本件債務免除に所得税基本通達36-17の適用はあるか 本件債務免除は、錯誤により無効となるか 【差戻し前】(国側全部敗訴) 本件債務免除は給与所得に該当するか 本件債務免除に所得税基本通達36-17の適用はあるか 本件債務免除は、錯誤により無効となるか	19	1	堀主任訟務官 所訟務官 仲前専門官 田代実査官						広島高 等3		H27.10.8	国側	H29.2.8	一部敗訴	最高三 小		H29.2.17	相手側	H30.9.25	棄却		
広島	贈与税	国(岩国税 務署長)	完結	原告の出資の価値の増加は、贈与税の課税財産に該当するか否か	27	1	加藤主任訟務官 小川訟務官 安藤専門官 三浦実査官	山口地方1			H30.5.2	R1.12.18	棄却	広島高 等2		R1.12.25	相手側	R2.6.26	棄却	最高一 小		R2.7.3	相手側	R3.2.25	棄却	
広島	法人税	国(下関税 務署長)	完結	本件コンサルタント料は、架空経費か否か	25/3 ~ 26/3	1	加藤主任訟務官 矢戸訟務官 安藤専門官 新島実査官	広島地方2			H29.4.19	R2.3.18	棄却	広島高 等3		R2.4.2	相手側	R2.12.16	棄却	最高二 小		R2.12.28	相手側	R3.5.14	棄却	
広島	法人税	国(益田税 務署長)	完結	本件外注費等は、工事原価として損金の額に算入できるか否か 本件外注費等を工事原価として計上したことは、原告の隠蔽又は仮装と評価すべき行為に該当するか否か	25/9 ~ 26/9	2	加藤主任訟務官 福田訟務官 和久里専門官 柳屋実査官	広島地方3			H29.11.7	R3.6.8	棄却	広島高 等2		R3.6.21	相手側	R4.1.28	棄却							
広島	法人税	国(津山税 務署長)	完結	原告が計上した土地の取得価額と時価相当額の差額を損金の額に算入することができるか否か	23/8 ・ 27/8	1	加藤主任訟務官 小川訟務官 安藤専門官 三浦実査官	東京地方3			H30.11.30	R1.10.18	却下 棄却	東京高 等9		R1.11.1	相手側	R2.12.2	棄却							

課税関係訴訟事件一覧表 (リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審											
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署 担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果		
広島	法人税		国(下関税務署長)	完結	本件コンサルタント料は、架空経費か否か	27/3 ・ 28/3	加藤主任訟務官 尖戸訟務官 和久里専門官 松本実査官	東京地方2		H31.3.11	R3.12.23	棄却														
広島	国賠		国	完結	関与先会社の税務調査において、調査担当者による不法行為があったか否か 加算税賦課決定通知書において不当な理由付記があるか否か 請求金額200万円、仮執行宣言請求なし	—	加藤主任訟務官 阿井訟務官 安藤専門官 柳屋実査官	広島地方2		H30.7.10	R3.1.18	棄却														
高松	所得税		国(今治税務署長)	完結	①特定外国子会社等の未処分所得の金額は、特定外国子会社等の現地損益計算書と修正損益計算書のどちらを基礎として計算すべきか。②特定外国子会社等に該当しない事業年度において決算の修正を行うことができるか否か。	17	小山訟務官 大坂専門官	東京地方51		H24.11.29	H29.1.31	棄却	東京高等12		H29.2.13	相手側	H29.9.6	棄却	最高二小		H29.9.15	相手側	H30.6.15	棄却		
高松	所得税		国(高松税務署長)	完結	競馬の馬券の的中によって得た私戻金に係る所得は、一時所得又は雑所得のいずれに該当するか。	24～ 26	宇野訟務官 陶山専門官	東京地方3		H30.6.1	R1.10.30	一部敗訴	東京高等5		R1.11.12	国側	R2.11.4	全勝	最高一小		R2.11.11	相手側	R3.10.28	棄却		
高松	贈与税		国(今治税務署長)	完結	評価通達136の定める精通者意見価格である原処分価査定評価額に、その評価方法によっては適正な時価を適切に算定することできない「特別の事情」が存在するか否か。	21	田中訟務官 中峠実査官	東京地方51		H28.9.9	R2.10.1	全部敗訴														
福岡	所得税		国(仙台中税務署長事務承継者行橋税務署長)	完結	所得税法190条1項1号に規定する青色申告承認取消事由があるか否か。 相手側が所有する不動産に係る賃借料収入のうち、相手側の妻が申告した賃借料収入が相手側に帰属するか否か。	22～ 24	神川訟務官 黒田実査官	東京地方38		H27.11.6	H30.1.19	棄却	東京高等22		H30.1.30	相手側	H30.8.29	棄却	最高三小		H30.9.19	相手側	H31.2.26	棄却		
福岡	相続税		国(久留米税務署)	完結	預け金等を相続税の課税価格に含めて申告していないことについて、国税通則法88条1項に規定する隠ぺい又は仮装の行為に該当するか否か。	26	仁位訟務官 黨実査官	福岡地方1		H30.8.31	R1.10.30	棄却														
福岡	法人税		国(博多税務署長)	完結	処分行政が更正処分において益金に算入した特定の取引先への売上げが、相手側に帰属するものであるか否か。 申告時の損金に算入されていない当該売上げに係る売上原価が存在するか否か。	16/9 ～ 23/8	神川訟務官 岩本実査官	福岡地方1		H27.6.5	H30.9.19	棄却														
福岡	法人税		国(甘木税務署)	完結	期末棚卸資産を評価するに当たり、相手側が行った当該棚卸資産の区分は、法人税法施行令28条1項1号ホに規定する「その種類等の同じもの」といえるか否か。	21/9 ～ 25/9	神川訟務官 吉武主査	福岡地方3		H27.12.28	H30.7.10	却下棄却	福岡高等3		H30.7.23	相手側	H31.2.28	棄却	最高三小		H31.3.12	相手側	R1.9.17	棄却		
福岡	法人税		国(香椎税務署長)	完結	社会福祉法人が行う有料老人ホーム事業は、法人税法2条13号に規定する収益事業に該当するか否か。	23/3 ～ 26/3	仁位訟務官 宮寄実査官	福岡地方1		H29.5.11	H31.3.6	棄却	福岡高等4		H31.3.20	相手側	R1.7.31	棄却	最高一小		R1.8.9	相手側	R1.12.19	棄却		
福岡	法人税		国(福岡税務署長)	完結	更正の請求に対して、更正をすべき理由があるか否か。	24/3 ～ 25/3	仁位訟務官 廣松実査官	東京地方2		H30.9.7	R2.1.30	棄却	東京高等17		R2.2.12	相手側	R2.12.2	棄却								
福岡	消費税		国(福岡税務署長)	完結	更正の請求に対して、更正をすべき理由があるか否か。	24/3 ～ 25/3	仁位訟務官 廣松実査官	東京地方2		H30.9.7	R2.1.30	棄却	東京高等17		R2.2.12	相手側	R2.12.2	棄却								
福岡	消費税		国(博多税務署長)	完結	消費税法30条1項1号の課税仕入れを行った日はいつか。	25/1	兵藤訟務官 黨実査官	東京地方2		H29.3.31	H31.3.14	棄却	東京高等15		H31.3.26	相手側	R1.12.4	棄却	最高一小		R1.12.17	相手側	R2.10.15	棄却		

課税関係訴訟事件一覧表 (リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審											
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果	
熊本	法人税		国	完結	法人税法67条は憲法14条に違反し、違憲無効であるか。	25.7 ~ 26.6 26.7 ~ 27.6 27.7 ~ 28.6 28.7 ~ 29.6	4	佐藤訟務官 小林実査官	東京地方51		R1.6.3	R3.2.25	棄却													
大阪	所得税		国(西宮税務署長)	完結	・本件各年分の所得税及び消費税等について職権による減額更正の義務付けの訴え等の適法性 ・課税庁が、地方庁に対して地方税の還付をしよう通知することの義務付けの訴えの適法性	21 ~ 23	1	山端訟務官 辰巳主査 正木実査官	大阪地方2		H31.2.26	R2.3.13	却下 棄却	大阪高等6		R2.3.27	相手側	R3.3.2	棄却							
大阪	法人税	国(東大阪税務署長)		完結	「一時取締役兼代表取締役職務代行選任申立手続」が認められるか否か(原告事件)	27/2 ~ 31/2	1	村井総括 松瀬専門官	大阪地方4		R1.8.30	R1.10.1	決定													
東京	法人税		国(品川税務署長)	係属	・香港に所在する相手側の特定外国子会社は、「事業基準」を満たし、適用除外基準を充足するか否か。	25/3 ~ 28/3	3	三上訟務官 小澤主査	東京地方38		R1.6.11	R3.2.26	棄却	東京高等15		R3.3.11	相手側	R3.11.24	棄却	東京高等15		R3.12.7	相手側			
大阪	所得税		国(下京税務署長)	完結	・本件払戻金の所得区分(一時又は雑) ・本件払戻金から控除されるべき金額の範囲	24 ~ 28	1	北村訟務官 大田総括 上田専門官 永尾実査官	大阪地方7		R1.6.26	R3.1.14	棄却	大阪高等12		R3.1.25	相手側	R3.9.16	棄却							
大阪	所得税		国(伊丹税務署長)	完結	・事業所得の帰属 ・本件査察調査における違法性の有無 ・本件各処分(所得金額)の適法性	24 ~ 26	1	砂見訟務官 上田実査官	大阪地方2		R1.6.25	R3.1.27	棄却													
大阪	相続税		国(新宮税務署長)	係属	相続開始日において、本件貸付金債権が評価額達205で定める「その他他の回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に該当するか否か	27	1	村岡訟務官 橋本実査官	大阪地方2		R1.6.27	R3.1.13	棄却	大阪高等10		R3.1.21	相手側	R4.2.9	棄却	大阪高等10		R4.2.24	相手側			
東京	所得税(源泉)		国(目黒税務署長)	完結	・相側が支払った退職手当は、所得税法上の退職所得に該当するかあるいは給与(賞与)所得に該当するか。	28/3	1	一石訟務官 中園実査官	東京地方3		R1.7.12	R2.12.3	取下げ													
高松	所得税(譲渡)		国(高松国税局長)	完結	原告が過去に提出した申立書は旧行政不服審査法に規定する「法令に基づく申請」に当たるか否か。(裁決取消訴訟)		4	松本訟務官 直井専門官	高知地方		R1.6.19	R2.10.6	一部敗訴													
東京	所得税		国(北沢税務署長)	係属	・相続により上場株式等を取得した相手側が、当該上場株式等を特定口座(源泉徴収選択口座)において譲渡したことによる所得を含めず確定申告をした場合において、更正の請求により、上記確定申告に含めなかった当該上場株式等の譲渡による所得の金額を申告額に含めるとともに、指置法39条1項(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)の規定の適用を受けることができるか否か。(本人訴訟)	27	1	畑山主任訟務官 森西実査官	東京地方38		R1.7.5	R2.4.7	却下 棄却	東京高等20		R2.4.17	相手側	R3.2.24	棄却	東京高等20		R3.3.5	相手側	R3.12.2	棄却	
東京	所得税		国(雪谷税務署長)	係属	・相手側が、外国法人から受けた配当所得につき納付した外国所得税の全額を外国税額控除の額として確定申告したのに対し、国側が、控除限度額を超えた外国所得税の額については所得税の額から控除することはできないものとして行った更正処分は、法令や国際協定に規定されない違法な処分か(本人訴訟)	29	1	中村訟務官 神実査官	東京地方2		R1.7.17	R2.8.20	棄却	東京高等2		R2.8.26	相手側	R3.1.28	棄却	最高二小		R3.2.7	相手側	R3.8.27	却下	
東京	相続税		国(大森税務署長)	完結	・相続時精算課税に係る贈与税の還付請求権が、時効により消滅したか否か。	25	1	良峰主任訟務官 中島実査官	東京地方2		R1.7.18	R2.3.10	棄却	東京高等17		R2.3.24	相手側	R2.11.4	棄却	最高三小		R2.11.18	相手側	R3.6.1	不受理	

課税関係訴訟事件一覧表 (リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審											
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果	
福岡	所得税		国(大牟田税務署長)	係属	原告所有土地の不動産所得に係る ・損失補償金の収入計上時期 ・必要経費該当性	26~27	1	兵藤訟務官 古賀主査	福岡地方1		R1.7.17	R3.3.10	棄却	福岡高等2		R3.3.19	相手側	R3.9.22	棄却	最高三小		R3.10.5	相手側	R4.3.22	却・不受	
仙台	所得税		国(仙台北税務署長事務承継者山形税務署長)	完結	建物の取得に要した金額及びその取壊しに要した費用の額は、請求人の不動産所得の計算上必要経費に算入することができるか否か。(本人訴訟)	27~28	1	堀井主任訟務官 阿部専門官	山形地方		R1.7.23	R3.3.9	却下棄却	仙台高等2		R3.3.19	相手側	R3.9.30	棄却							
東京	所得税		国(世田谷税務署長)	係属	・相続により上場株式等を取得した相手側が、当該上場株式等を特定口座(源泉徴収選択口座)において譲渡したことによる所得を含めずに確定申告をした場合において、更正の請求により、上記確定申告に含まなかった当該上場株式等の譲渡による所得の金額を申告額に含めるとともに、措置法39条1項(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)の規定の適用を受けることができるか否か。(本人訴訟)	27	1	畑山主任訟務官 森西実査官	東京地方38		R1.7.5	R2.4.7	却下棄却	東京高等20		R2.4.17	相手側	R3.2.24	棄却	東京高等20		R3.3.5	相手側	R3.12.2	棄却	
東京	国賠		国(八王子税務署長)	完結	・相手側が顧問税理士を務める法人に対する更正処分により、相手側に損害を加えたか否か。	—	1	一石訟務官 野村主査	東京地方25		R1.5.30	R2.7.13	棄却													
関信	法人税		国(西川口税務署長)	完結	分割承継法人における試験研究費に係る法人税額の特別控除の計算方法	28/3~29/3	3	仲北訟務官、 清野専門官、 金木実査官	東京地方51		R1.7.10	R2.1.1	移管													
東京	所得税		国(芝税務署長、京橋税務署長)	係属	・相手側(原告個人)は、本件各年(各月)において、所得税法2条1項3号に規定する居住者に該当するか否か。	25~27 25/6~27/12	2	飯島訟務官 山崎実査官	東京地方3		R1.8.5															
東京	所得税		国(芝税務署長)	係属	・本件有限責任事業組合として行われた事業に係る収益及び資産の譲渡等は、相手側のみに帰属する又は相手側のみが行ったものとして、その所得金額又は消費税等の額の計算を暦年で行うか否か。 ・本件各処分に係る事業所得の金額及び課税資産の譲渡等の対価の額が過大であるか否か。 ・本件各課税期間における課税仕入れに係る支払対価の額が過少であるか否か。 ・平成27年課税期間及び平成28年課税期間において、相手側に国税通則法68条2項に規定する隠蔽又は仮装の事実があったか否か。 ・本件各調査に本件各処分を取り消すべき違法があるか否か。	25~28	2	森田訟務官 森西実査官	東京地方3		R1.7.29															
大阪	相続税		国(東税務署長)	完結	・H27.6.6相続開始に係る相続税の債務不存在確認 ・上記相続税債務が存在した場合、法定納期限から訴訟提起までの間の延滞税不存在確認	27/6	1	一色訟務官 三宅専門官 植西実査官	大阪地方2		R1.8.8	R2.1.29	却下	大阪高等13		R2.2.7	相手側	R2.8.20	却下棄却	最高三小		R2.8.27	相手側	R3.1.19	棄却	
広島	所得税		国(瀬戸税務署長)	係属	商品先物取引契約を解除したとする訴訟上の和解が成立したことを理由に更正の請求ができるか否か	11~12	1	加藤主任訟務官 辻訟務官 和久里専門官 三浦実査官	東京地方38		R1.7.24	R4.2.25	棄却			R4.3.4	相手側									
大阪	法人税		国(新宿税務署長事務承継者北税務署長)	完結	・修正申告をした際の業務委託費等の額に誤りがあるとして行った相手側の更正の請求が認められるか否か。	24/6~25/6	1	山口訟務官 岡本総括 長西専門官 無量井実査官	東京地方38		H30.9.7	R2.2.28	棄却	東京高等2		R2.3.16	相手側	R2.11.19	棄却							
大阪	消費税		国(新宿税務署長事務承継者北税務署長)	完結	・修正申告をした際の業務委託費等の額に誤りがあるとして行った相手側の更正の請求が認められるか否か。	24/6~25/6	1	山口訟務官 岡本総括 長西専門官 無量井実査官	東京地方38		H30.9.7	R2.2.28	棄却	東京高等2		R2.3.16	相手側	R2.11.19	棄却							

課税関係訴訟事件一覧表 (リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審											
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果	
東京	所得税		国(緑税務署長)	完結	・本件産損益金等の収入の原因となる権利は、本件ロールオーバーが行われた時に確定したと言えるか否か【本人訴訟】	24～26	1	畑山主任訟務官 森西実査官	大阪地方2		H30.3.2	H31.4.12	却下棄却	大阪高等4		R1.5.7	相手側	R2.1.24	却下棄却	最高一小		R2.2.6		相手側	R2.9.3	棄却
東京	所得税		国(玉川税務署長)	係属	・相手側がした修正申告書等の提出が国税通則法65条5項及び同法66条5項に規定する「調査があったことにより当該国税について更正等があるべきことを予知してされたものでないとき」に該当するか否か。	23～27	1	良峰主任訟務官 中島実査官	東京地方2		H31.4.9	R3.5.27														
東京	所得税		国(世田谷税務署長)	係属	・相手側がした修正申告書等の提出が国税通則法65条5項及び同法66条5項に規定する「調査があったことにより当該国税について更正等があるべきことを予知してされたものでないとき」に該当するか否か。	23～26	1	良峰主任訟務官 中島実査官	東京地方2		H31.4.9	R3.5.27	棄却	東京高等12		R3.6.8	相手側	R4.1.14	棄却	東京高等12		R3.5.20		相手側		
東京	所得税		国(世田谷税務署長)	係属	・相手側がした修正申告書等の提出が国税通則法65条5項及び同法66条5項に規定する「調査があったことにより当該国税について更正等があるべきことを予知してされたものでないとき」に該当するか否か。	23～26	1	良峰主任訟務官 中島実査官	東京地方2		H31.4.9	R3.5.27	棄却	東京高等12		R3.6.8	相手側	R4.1.14	棄却	東京高等12		R3.5.20		相手側		
東京	所得税		国(世田谷税務署長)	係属	・相手側がした修正申告書等の提出が国税通則法65条5項及び同法66条5項に規定する「調査があったことにより当該国税について更正等があるべきことを予知してされたものでないとき」に該当するか否か。	23～26	1	良峰主任訟務官 中島実査官	東京地方2		H31.4.9	R3.5.27	棄却	東京高等12		R3.6.8	相手側	R4.1.14	棄却	東京高等12		R3.5.20		相手側		
東京	相続税		国(江東東税務署長)	完結	・相続税法55条に基づく相続税の当初申告後、同法32条1項1号の規定に基づく更正の請求又は同法35条3項1号の規定に基づく更正をする場合において、課税価格を計算する際の財産の価額は、当初申告における財産の価額によることとなるか否か。附帯控訴	16	1	大野訟務官 三原実査官						東京高等9		R1.6.14	相手側	R1.12.4	全部敗訴	最高一小		R1.12.17		国側		
大阪	法人税		国(東山税務署長)	係属	特例民法法人から一般財団法人への移行時に有する資産等の帳簿価額は、原告会社が決算修正により計上した有価証券の評価替え及び減価償却資産の帳簿価額の減額をする前の金額か、評価替え及び減額した後の金額のいずれの金額か。	25/3～27/3 28/3	1	山口主任訟務官 初山訟務官 松瀬総括 長西専門官 無量井実査官	東京地方38		R1.10.15															
大阪	所得税		国(浪速税務署長)	係属	1 不動産所得の計算上、贈与税を必要経費に算入することの可否 2 理由付記の不備の有無	25	1	小谷訟務官 大田総括 階戸実査官	大阪地方7		R1.10.2	R3.3.4	棄却	大阪高等14		R3.3.18	相手側	R3.10.7	棄却	最高二小		R3.10.19		相手側		
大阪	所得税		国(中京税務署長)	完結	平成23年分に計上すべき事業所得の総収入金額及び必要経費について(更正の請求に対する理由なし通知処分)	23	1	北村訟務官 上之原実査官 宮田実査官	京都地方3		R1.9.28	R3.5.21	棄却													
東京	相続税		国(武蔵野税務署長)	係属	相続財産である土地を評価通達の定めによらずに評価することの適否	25	1	池谷訟務官 小林実査官	東京地方38		R1.10.30	R3.12.3	棄却													
東京	所得税		国(甲府税務署長)	係属	・更正をすべき理由がない旨の各通知処分の理由の提示に不備があるか否か。 ・相手側が、平成24年ないし平成27年の各年分において、所得税法上の居住者に該当するか否か。	24～27	1	畑山主任訟務官 森西実査官	東京地方2		R1.11.5	R3.11.25	棄却													
関信	所得税		国(栃木税務署長)	完結	・原発事故による風評被害に係る損害賠償金の非課税所得該当性及びその計上時期(消費税)(本人訴訟)	24～26	1	田所訟務官 羽鳥専門官 中田実査官	宇都宮地方1		R1.6.11	R2.8.27	却下棄却													
東京	所得税		国(中野税務署長)	未確定	・平成23年分の所得税に係る更正の請求期限の起算日はいつか。 ・処分行政が更正の請求期限の起算日を誤認しているという違法があるか否か。	23	1	大野訟務官 三原実査官	東京地方51		R1.11.5	R2.12.8	棄却	東京高等10		R2.12.17	相手側	R3.5.13	棄却	最高裁		R3.5.20		相手側	R3.9.30	棄却

課税関係訴訟事件一覧表 (リアルタイム更新)

基本情報				争点等				第一審				控訴審				上告審									
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果	
大阪	所得税		国(南税務署長)	完結	・調査手続に関する違法性の有無等 ・原告が主張する接待交際費の必要経費性の有無	24~28	2	松本訟務官 辰巳主査 植西実査官	大阪地方7		R1.12.27	R3.10.28	棄却												
名古屋	法人税		国(昭和税務署長)	係属	残余利益分割法による基本的利益算定において選定された本件比較対象法人は、本件国外関連者との間に比較可能性を有するか否か。 基本的利益の算定に当たって適切な利益指標が選定されているか否か。	23/3~27/3	3	加藤訟務官 長谷川専門官 竹村主査 小川実査官	東京地方2		R1.12.25														
東京	所得税(譲渡)		国(江東西税務署長)	係属	・相手側の養母の相続に係る相続税及び平成27年分所得税等の各税務調査手続に原処分を取り消すべき違法事由があるか否か。 ・原処分理由の提示に不備があるか否か。 ・平成27年分の譲渡所得金額の取得費加算額の計算上、「当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額」はいくらか。	27	1	北村主任訟務官 三原実査官	東京地方38		R1.12.26	R3.10.12	棄却	東京高等24		R3.10.25		相手側 R4.3.24	棄却						
関信	所得税		国(水戸税務署長)	係属	不当利得返還請求。仮執行宣言申立てあり。 原告が行った2回の修正申告は、いずれも無効であるか否か。 (本人訴訟)	26	1	橋本訟務官 大谷専門官 藤岡実査官	水戸地方2		R1.12.26														
関信	所得税		国(宇都宮税務署長)	完結	・貴金属商品の製作販売等から生じる所得は、歯科医業を営む原告の事業所得又は雑所得のいずれに該当するか。 ・所得税等の更正処分等に係る理由附記に不備があるか否か。 (本人訴訟)	26~29	1	近藤訟務官 大谷専門官 山田実査官	宇都宮地方1		R2.1.9	R2.11.19	棄却	東京高等9		R2.11.30		相手側 R3.6.16	棄却	東京高等9		R3.6.28	相手側 R4.1.13	不受理	
関信	その他		国	完結	確定申告書に添付すべき書類がないことを理由として国外在住の親族に係る扶養控除を認めないことについて、民法824条に違反し、同条を根拠とする損害賠償請求が認められるか否か。 (本人訴訟)	30	1	田所訟務官 羽鳥専門官 中田実査官	越谷簡易		R2.1.24	R2.7.7	棄却												
東京	所得税		国(旭税務署長事務承継者神田税務署長)	係属	・本件各更正処分において認定した売上は過大か否か。 ・本件各更正処分において認定した必要経費は過少か否か。 ・本件各更正処分に係る調査に本件各更正処分を取り消すべき違法事由はあるか否か。	24~26	2	飯島訟務官 齋藤専門官	大阪地方2		R1.9.26														
東京	法人税		国(西川口税務署長事務承継者新宿税務署長)	係属	・本件分割は、措置法施行令27条の4第9項及び第18項に規定する「合併等」に該当するか。 ・措置法施行令27条の4の規定は、措置法42条の4による委任の範囲を逸脱しているものか否か。 ・措置法施行規則20条12項及び19項における期限内に係る規定は課税要件であるか否か。	28/3、29/3	3	栗村訟務官 野村専門官	東京地方51		R1.7.10	R3.9.9	棄却	東京高等1		R3.10.22		相手側 R4.3.30	棄却						

課税関係訴訟事件一覧表 (リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審											
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果	
名古屋	所得税(譲渡)		国(昭和税務署長)	係属	本件譲渡株式の取得費は、特定口座で保有する同一銘柄である本件法人株式の取得価額を含めて総平均法に準ずる方法により計算すべきか否か。	25	1	住田訟務官 鷹峯実査官	東京地方2		R2.9.23	R4.2.24	棄却	東京高等8		R4.3.4	相手側									
仙台	相続税		国(十和田税務署長)	未確定	本件相続開始日において有していた貸付金債権が、評価通達2051に定める「その他の回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に該当するか否か。	28	2	山田訟務官 佐藤実査官 村上実査官	青森地方2		R2.9.15	R3.10.22	棄却	仙台高等3		R3.11.3	相手側	R4.3.23	棄却							
東京	法人税		国(江東西税務署長)	係属	処分行政庁が取引単位営業利益法によって算定した独立企業間価格による更正処分は適法か否か。	25/3 ~ 28/3	3	竹内主任訟務官 世古実査官	東京地方2		R2.9.18															
大阪	所得税		国(伏見税務署長)	係属	1 本件配当は所得税法9条1項16号の規定により非課税となるか(配当と配当期待権の二重課税) 2 上場株式等の譲渡所得に係る取得費加算相続税額はいくらか 3 未分割の相続財産を財産債務調書に記載すべきか	28 29	1	黒山訟務官 上田専門官 市原実査官	大阪地方2		R2.10.12	R3.11.26	棄却	大阪高等11		R3.12.6	相手側									
東京	所得税		国(青梅税務署長)	係属	本件各更正の請求は、国税通則法23条1項1号に規定する更正の請求ができる場合に該当するか、具体的には、本件各年分において、原告に雑損控除の対象となる横領による損失の金額があるか。	27~ 29	1	伊藤訟務官 佐藤実査官	東京地方38		R2.10.13	R4.1.14	棄却													
大阪	消費税		国(明石税務署長)	完結	本件土産品等の販売の消費税7条1項の「輸出」該当性及び同条2項の要件要件該当性	25~ 27	1	北村訟務官 大田総括 上之原実査官	大阪地方7		R2.10.6	R2.12.7	取下げ													
名古屋	贈与税		国(沼津税務署長)	係属	本件各金員は、本件関係人が原告に対して贈与したものであるか否か。 本件関係人は、相続税法21条の3第1項2号に規定する「扶養義務者」に該当するか否か。	24~ 29	2	野中訟務官 長谷川専門官 谷実査官	静岡地方2		R2.10.16															
高松	法人税		国(伊野税務署長)	完結	原告が経費と主張する金額(本件各金員)は、本件事業年度の損金の額に算入されるか否か。	28/3	1	松本訟務官 中峠実査官	高知地方2		R2.5.26	R3.1.5	取下げ													
東京	所得税(源泉)		国(市川税務署長)	係属	相手側が自主納付した源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税が、過誤納金であるか否か。	26/1 ~ 29/1 2	4	庵原主任訟務官 吉田総括主査 青木実査官	東京地方3		R2.4.2	R3.7.16	棄却	東京高等24		R3.7.26	相手側	R3.12.23	棄却							
東京	所得税		国(王子税務署長)	完結	原告名義で提出された所得税等の確定申告書に係る租税債務が存在するか否か。	R1	1	伊藤訟務官 田崎実査官	東京地方2		R2.10.22	R3.5.10	取下げ													
福岡	所得税		国(小倉税務署長、国税不服審判所長)	未確定	(本案前)本件審査請求は請求期限を徒過した不合法なものか(本案)重加算税の賦課要件を充足しているか(本人訴訟)	23	1	宮崎訟務官 後藤実査官	福岡地方1		R2.6.5	R3.8.25	却下 棄却	福岡高等1		R3.10.14	相手側	R4.3.29	棄却							
大阪	相続税		国(岸和田税務署長)	係属	本件更正の請求は、国税通則法23条1項1号に規定する事由に該当するか否か(具体的には、本件申告における本件株式の評価額が過大であるか否か。)	25	1	村岡訟務官 橋本実査官	大阪地方7		R2.11.9															
東京	相続税		国(市川税務署長)	確定	①本案前:本件訴えは、不服申立ての前置(国税通則法115条)を怠っていない不合法訴えか否か。 ②本案:市川税務署長が原告に対して行った相続税の決定処分及び重加算税賦課決定処分は、適法か否か。	29	1	大野訟務官 三原実査官	千葉地方3		R2.10.3	R3.1.29	却下	東京高等24		R3.2.11	相手側	R3.7.20	棄却	最高		R3.7.24	相手側	R3.10.8	却下	

